

令和3年 第4回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和3年12月6日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和3年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
1	6 番 青木 善明	1. 通学路の安全点検・安全確保対策について ①通学路の交通事故の実態について。 ②通学路の総点検の調査結果について。 ③通学路の総点検調査結果の要対策について。 ④町道町・蓑江線の現状と対策（グリーンベルト舗装）について。	町 長 教育長	
		2. 不登校の児童生徒の支援拡充について ①不登校の児童生徒の現状について。 ②適応指導教室（なでしこルーム）の実態について。 ③フリースクールの認識について。 ④体験型フリースクール設立の考えは。	町 長 教育長	
		3. 新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）及び感染防止対策について ①ワクチン接種率（1回目、2回目）について。 ②3回目接種の体制確保について。 ③3回目接種見込み者へのスケジュールについて。 ④ひなた飲食店認証制度について。 ⑤ひなた飲食店認証制度取得店舗について。 ⑥ひなた飲食店認証制度の推奨について。	町 長 教育長	
		4. 子どものインフルエンザ予防接種費用の助成について ①インフルエンザ予防接種の費用について。 ②インフルエンザ予防接種費用補助の算出について。	町 長 教育長	

		③インフルエンザ予防接種費用助成の考えについて。 ④西都・児湯管内自治体の助成費用を勘案した見直しについて。		
2	11番 中村 末子	1. 新電力事業立ち上げの具体的な流れについて ①計画の変更はあるのか。 ②SDGsとの関連性はあるのか。 ③すでに契約されている個人の電気料金はどのくらい下がり、契約内容は周知されているのか。 ④アンケートがとられたようですが、住民反応はどうか。	町 長	
		2. 役場発注契約について業者との関係について ①契約に関して、職員と業者間の距離の保ち方は。 ②なぜ予定価格を事前に公表しているのか。 ③空調関係などでは、下請け会社が設置やサポートもしくは、工事までしているようだが、見解を伺う。 ④工事見積り→発注→契約→工事→工事完成までに、役場職員はどのくらいの関わりを持っているのか。 ⑤その他、工事請負契約に関すること。	町 長 教育長	
		3. オンデマンドや交通弱者、免許証返納者に対して、交通手段確保をどうするのか ①県、宮崎交通などとの協議はどこまで進んだのか。 ②障がい者等の交通弱者への考え方はどうか。 ③免許証返納された方へのオンデマンドバスなどの考え方はまとまっているのか。 ④児童生徒の中で、親が送り迎えをしている家庭の状況把握はどうなっているのか。 ⑤交通弱者、免許証返納者への考え方はどうか。	町 長 教育長	
		4. 自治公民館連協長から出されている諸問題について ①道路標識等交通関係。	町 長 教育長	

		②公民館への職員配置についての考え方。高鍋の総合戦略の町民理解を深める手立てについて。 ③男女平等、ジェンダー問題などにおける各公民館への教育環境整備について。		
3	13番 日高 正則	1. サツマイモ基腐病について ①サツマイモ基腐病の発生状況を、どのように認識されているか伺う。 ②町内の発生件数を伺う。 ③県・町・JA等の連携は、どのようになっているのか伺う。 ④今後の対応について伺う。	町 長	
		2. 有機農業の促進について ①有機農業の促進について、どのように考えているのか伺う。 ②現状の取組状況及び、高鍋町、木城町有機農業推進協議会の事業内容を伺う。 ③高鍋町の目指す位置、目標はあるのか伺う。	町 長	
4	2番 永友 良和	1. 農業経営者に対する支援や補助対策について ①国や県の支援及び補助事業は。 ②町としての支援及び補助事業は。 (1)ビニール、ポリ、マルチ等の値上がりに対する対策は。 (2)肥料等の値上がりに対する対策は。 (3)重油、ガソリン、灯油等の値上がりに対する対策は。 (4)環境保全型農業育成支援事業補助金について。 (5)JA児湯と連携した対策は。 (6)昨年9月の台風10号の被害の支援。	町 長	
		2. 東光寺・鬼ヶ久保線について ①工事の進捗状況について。 ②完成予定時期について。 ③坂本坂への対応について。	町 長	
5	8番 黒木 正建	1. 高鍋駅舎について ①駅舎及び駅の施設並びに周辺の整備事業について伺う。	町 長	

		2. 下永谷防潮林（松）の病虫害駆除について ①海岸に植林されている松に害虫の毛虫（1～1.5 cm）が付着し、広範囲に渡って松が枯れ赤色に染まっている状況である。また大量の虫が海岸の砂浜を横行し異様な光景である。早急な対応が必要であると思われるが、その対策について伺う。	町 長	
		3. 宮田川の河川浄化について ①水生植物の「よし・がま」等が大量に繁茂し、そのため、ごみ等が滞留し、景観を損ねている。周辺住民からの苦情も多く出ている。今後の方策を伺う。	町 長	
		4. 道路の安全対策について ①道路の陥没及び側溝の管理について伺う。 ②地区担当制度の活用状況を伺う。	町 長	
		5. 空き家の状況について ①空き家及び特定空き家の現状について伺う。 ②特定空き家の代執行について伺う。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 青木 善明君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君（午後3時45分から欠席）

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	稲井 義人君
教育長	……………	島埜内 遵君	代表監査委員	……………	森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、6番、青木善明議員の質問を許します。6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 皆様、おはようございます。月日のたつのは早いもので、今年もあと25日を残すだけとなり、時の流れの早さを痛感しております。

また本日は、師走で何かとお忙しい中、傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。

法務省の人権擁護機関では昭和24年（1949年）から毎年12月4日から12月10日を人権週間と定め、人権尊重思想の普及・高揚を呼びかけています。

しかし、今なお新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見、差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待や、その家族などに対する偏見、差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標SDGsが掲げる「誰ひとり取り残さない社会」を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、人権に配慮した言動や行動を取ることが大切ではないでしょうか。

それでは、通告に従いまして本日は大きく4つのことに質問をさせていただきます。

まず初めに、質問事項1、通学路の安全点検・安全確保対策についてお尋ねします。

今年の6月下旬に千葉県八街市で小学生5人がトラックにはねられ死傷した事故がありました。また、その以前にも子どもが登下校中に通学路で死亡したり、大けがをしたりする事故は繰り返されてきました。貴い命が失われるという大変痛ましい事故が相次いで発

生しております。

高鍋町も東西小学校において集団登校や下校時にこういった交通事故は、子どもを持つ保護者の安全に対する不安感を著しくあおるものとなっています。他県におけるこの最近の登下校中の子どもが悲惨な事故に遭っていることを踏まえて、高鍋町の通学路の安全点検・安全確保についての現状をどのように捉え、そのことについて解決しなくてはならない問題は、そしてその対策はどのように考えているのか、教育長の見解をお尋ねします。

次に、質問事項２、不登校の児童生徒の支援拡充についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染が拡大した令和２年度、全国の国公私立小中学校で３０日以上欠席した不登校の児童生徒は１９万６,１２７人で、前年度より１万４,８５５人増えて、過去最高だったことが文部科学省の調査により公表されました。

宮崎県では、３０日以上欠席した不登校の児童生徒は１,９２３人で、前年度より１２５人増えています。コロナ禍の中で子どもたちを取り巻く環境は著しく変化し、その変化に対応できずにそのまま取り残されたままになっていることも一因ではないかと思われます。町長、教育長は不登校のこの調査結果をどのように捉えておられるか、お尋ねします。

次に、質問事項３、新型コロナウイルスワクチン接種３回目及び感染防止対策についてお尋ねします。

県は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、過去最大の感染爆発となった第５波の検証結果を報告しました。第４波が鎮静化した６月２１日から、県の感染拡大警報が終了した１０月１０日までの１１２日間を第５波と位置づけ、感染力の強いデルタ株流行により感染者数や１日当たりの自宅療養者数など、多くの指標で過去最多を更新しました。

高鍋町でも７月２３日から９月１８日までの間に７２人の感染者数でした。今後も第６波の可能性があり、安心はまだできません。第６波の備えを町長、教育長はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

次に、質問事項４、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成についてお尋ねします。

毎年必ず流行の音が聞かれるインフルエンザは、子どもから大人まで多くの人が知っている感染症の一つです。今年は新型コロナウイルス流行に伴い、ワクチン製造用資材が世界的に不足している影響で、国内では季節性インフルエンザワクチンの供給が遅れています。県内ではコロナとの同時流行を懸念して接種を希望している人が増えており、一部の医療機関で予約が取りづらい状況が見られ、昨シーズンはコロナ対策としてマスク着用や手洗いなどが浸透したため、感染者が少なかったことが特徴でした。

しかし、今シーズンはインフルエンザの免疫を持たない人が多いことで、ある程度大きな流行が起きる可能性が指摘されています。同時感染すると子どもでも重症化することもあると考えて、できるだけ子どもにもインフルエンザワクチン予防接種を早い時期に打っておくことが大切と、専門家は言っています。この現状を町長、教育長はどのように認識してお

られるのか、お尋ねします。

なお、項目 1、通学路の安全点検・安全確保対策についての中で①から④、項目 2、不登校の児童生徒の支援拡充についての中で①から④、項目 3、新型コロナウイルスワクチン接種 3 回目及び感染防止対策についての中で①から⑥、項目 4、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成についての中で①から④など詳細につきましては、発言者席にてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。質問にお答えをさせていただきます。

まず、不登校の児童生徒に関する調査結果をどのように捉えているかについてでございますが、議員のおっしゃるとおり全国的にも増加傾向にあることは間違いありません。新型コロナウイルス感染症によって学校内外の生活環境が大きく変化し、子どもの行動に大きな影響を与えていることが伺えます。

今後、成長を促す積極的な生徒指導を充実させるとともに、教育相談体制の充実や周囲の大人が子どもの SOS を受け止め、組織的に対応する取組が一層促進されるように努めていく必要があると考えております。

次に、第 6 波の備えについてでございますが、医療逼迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくことが必要と考えております。

町といたしましては、これまで同様、感染防止対策の広報・啓発を行うとともに、ワクチンの追加接種に係る体制を構築し、速やかなワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、これまでの感染防止対策を引き続き継続していただきたいと考えております。

次に、子どものインフルエンザ予防接種についてでございますが、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時感染による重症化の予防、また、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行することによる医療機関の負担を軽減するという 2 つの観点から、インフルエンザ予防接種を受けていただくことは大切ではないかと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） お答えいたします。

千葉県の事故は大変痛ましい事故でありましたが、登下校の子どもが犠牲になった事故は過去にも起こっており、また、どこでも起こり得ることだと認識しております。

このような事故を未然に防ぐためには、通学路の安全点検を定期的に行い、危険な箇所については関係機関と協力して対策を講じていくことが有効であると考えております。

次に、不登校児童生徒に関する調査結果をどのように捉えているかにつきましてですが、全国それから県と同様に、高鍋町においても不登校児童生徒は増加傾向にあるのが現状です。以前に比べて小学校段階での不登校数が増えてきている印象があります。今後さらに各学校や関係機関と連携を取り、組織的に早め早めの対応を心がけたいと思います。

次に、第6波の備えについてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せているところでございますが、新たな変異株が確認されるなど、第6波の到来が心配されているところでございます。

学校における感染対策に関する基本的な考え方といたしましては、これまでどおり朝の健康チェックや手洗い、マスク着用、換気など、文部科学省から出されております衛生管理マニュアルに基づいて対策を徹底していくことは重要だと考えております。

また、今後感染が広がっても各学校で感染対策ができるように、これまでの対応の経験等を基に高鍋町立学校における感染対策チェックリストを作成し、県内の感染状況を3つのレベルに分け、そのレベルに応じた対応を保護者と連携しながら行うようにしております。

次に、子どものインフルエンザ予防接種についてでございますが、第6波の懸念がある中、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時感染については非常に心配をしているところでございます。

現時点で12歳未満の子どもは新型コロナワクチンの接種を受けることができませんので、同時感染を防ぐためにも子どもたちにはインフルエンザの予防接種を積極的に受けていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、通学路の安全点検・安全確保対策について詳細にお尋ねしていきます。

まず、通学路の交通事故の実態についてでございますが、ここ数年で通学路での交通事故の発生はあったのか。また、危険な状況はなかったのか。通学路の交通事故の実態についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。お答えいたします。

各学校で把握しております通学路における交通事故の過去5年間の実態について申し上げます。

東小学校が平成29年に1件、令和元年に1件、令和3年に1件、西小学校が平成29年に1件、平成30年に1件、東中学校が令和元年に1件、令和2年に2件、令和3年に1件、西中学校が令和3年に1件となっております。

また、危険な状況についてですけれども、そのような状況を把握した際には警察や道路管理者と連絡調整を行い、速やかに対応しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは2番目ですけれども、通学路の総点検の調査結果についてお尋ねします。

国は通学路の危険箇所の総点検を実施するように通知しましたが、当町の調査結果をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。通学路の合同点検についてですが、この合同点検というのは以前から行われておりまして、前回実施した結果につきましては、令和3年2月に町のホームページに掲載をしているところでございます。そのリストに上がっている箇所については、ほとんど対応済みということになっております。

今、議員からお尋ねがありました今回の千葉県事故を受けまして、文科省のほうから通学路における合同点検実施についての通達がありました。今回の点検は、小学校の通学路が対象でありまして、東西小学校に危険箇所の抽出を依頼したところでございます。

その結果、東小学校区域で2か所、西小学校区域で11か所、合計13か所が危険箇所であるという報告を受けております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、③ですが、13か所の危険箇所があったということですが、通学路の総点検調査結果の要対策についてでございますが、通学路の安全を確保するための通学路の総点検調査結果を踏まえての要対策として、今後どのように計画、実施されようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。先ほど答弁いたしました調査結果を受けまして、9月30日に学校関係者、教育総務課、建設管理課、高鍋警察署の各担当による合同点検を実施しております。

現地を確認いたしました後に、各機関が講ずるべき対策についての協議を行ったところでございます。

具体的な対策内容を申し上げますと、道路管理者であります建設管理課としましては、道路整備をはじめ外側線の引き直し、老朽化した看板の修復、危険箇所へのポールの設置などを、高鍋警察署は停止線等の引き直し、交通取締りの強化などを、教育総務課と小学校は通学路の変更についての検討、また、児童への道路横断時のハンズアップ運動の徹底、それから地域で見守りをしている方々までを含めた危険箇所の周知などを行うこととしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、④ですが、町道町・蓑江線の現状と対策（グリーンベルト舗装）についてでございますが、町道町・蓑江線は、宮崎銀行から西都線に抜けていく道路で、以前から朝夕の通勤ラッシュで交通量が大変多い路線で、さらにまたキャノン工場への通勤の車が急増しております。

最近では家屋に車が飛び込む事故があり、幸いにして人身事故ではなく自損事故でございました。朝夕のラッシュの現状をどのように捉えられ、その対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。町・蓑江線につきましては、キヤノンができてから交通量がかなり多くなっており、グリーンベルトも検討すべき路線だと考えておりますが、側溝の布設替えも必要であり、先行してグリーンベルトを設置しますと、引き直す必要が生じるなど手戻りが発生しますので、今年度につきましては、宮崎銀行から西都線までの区間の路側線を引き直すこととしておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 道路法により市町村道の管理はその路線の存在する市町村が行うと定められており、道路管理者の役割は道路の新設及び改修、交通安全施設や交通施設の一部などの管理を行うとあります。

町道の管理者として、今後の町道の安全確保について、町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町道の安全確保につきましては、通常の点検やパトロールなど適切な維持管理を行いながら、歩行者の安全が確保できるよう、路側線やグリーンベルトなど安全対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 只今、町道町・蓑江線につきましては白線をとということでございますので、期待をさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては、子どもを未然に守るためにも対策が求められており、安全点検の徹底と安全対策の早急な結果を期待しております。

以上で通学路の安全点検・安全確保対策についての質問を終わります。

次に、不登校の児童生徒の支援拡充について詳細にお尋ねしていきます。

まず、不登校の児童生徒の現状についてでございますが、全国及び本県の児童生徒の不登校の調査結果が発表されましたが、当町の現状はどのように推移されてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。議員が申されます文部科学省による調査では、30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席児童生徒として捉えているところでございます。

本町の直近3か年の状況を申し上げますと、30日以上欠席した児童生徒数は平成30年度が18人、令和元年度が28人、令和2年度が31人と増加傾向にあります。

また、令和2年度の内訳ですけれども、小学生が14人、中学生が17人の合計31人となっているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6 番、青木議員。

○6 番（青木 善明君） それでは次に、適応指導教室なでしこルームの実態についてお尋ねをいたします。

様々な理由で学校に登校できない不登校の児童生徒を対象に、学校復帰を目標に学習支援指導を行っている適応指導教室なでしこルームがありますが、教室ではどのような指導で、どのような成果が見られてきたのか、実態についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。現在、適応指導教室は月曜から金曜日の 8 時 30 分から正午までの午前中のみ開設をしております。小中学生合わせて 15 名が通級をしております。

本人や保護者と何度も面談したり、見学をしてもらったりしながら学校復帰を目標に、何とか教室のほうに通級できるようになった児童生徒も多いんですけども、現在は中学生・小学生の一部では午前中に適応指導教室で学んで、午後から学校に登校、給食を食べて授業を受けている。で、それから下校する子どももいるなど、非常によい成果が得られていると感じているところでございます。

教員免許を持った 3 名の指導員が指導に当たっておりまして、児童生徒の学習状況に応じて個別に指導を行っているほか、いろいろな相談対応などの支援も行っているところでございます。

なお、一番長くいる指導員は 6 年となりますけども、その方が受け持った生徒は全て高校に進学しているなど、そういった実績も残しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6 番、青木議員。

○6 番（青木 善明君） 只今 15 名の方が通級されているということでございますけど、成果としては上がっていると認識はさせていただいております。

それでは、③ですけれども、フリースクールの認識についてでございますが、2017 年 2 月に、教育機会確保法、これは義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が施行され、文部科学省をはじめ多くの自治体でも不登校の子どもたちに対する支援について議論される機会が増えております。

フリースクールなどの学校以外の場における教育機会の確保が必要だという声が上がってきております。フリースクールについて、町長、教育長はどのように認識をしておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。フリースクールとは、不登校の児童生徒等に対し学習活動、教育相談、体験活動を行っている民間の施設と捉えています。

活動内容についても多種多様であり、民間の自主性、主体性の下に設置・運営されてい

るとお聞きしております。県内にも現在14のフリースクールがあると聞いております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。一般的なフリースクールの認識につきましては、町長が今申されたとおりでございます。令和元年に文部科学省から出されました「不登校児童生徒への支援のあり方について」という通知文の中には、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校の夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用して、社会的自立への支援を行うこととされており、その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいということが示されております。

現在、高鍋町にはフリースクールはございませんが、平成6年度から適応指導教室を設置し、学校以外の場における教育機会の確保に努めているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、④ですけれども、体験型フリースクール設立の考えについてお尋ねをいたします。

町民の方々から体験型フリースクール設立のお願いの要望がありました。お話を聞かせていただきましたが、県議会でも一般質問がなされております。町長、教育長のほうにも設立の要望が提案されていると思いますが、町長、教育長は設立についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 学校、適応指導教室、さらにはもう一つの居場所があるということとは非常にすばらしいことだと思います。今、時代の流れ、またコロナ禍の後の不登校の生徒が増えていること、また親御さんの心の苦しみ、そしてまた女性の自殺者が増えているという今の状況を考えると、やはり早急に居場所づくりというのは必要であるというふうに、私は考えております。

また、それを御支援しておられる方々も多くあり、いろいろと話し合いながら早急に進めてまいることが必要と考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今のところフリースクールの設立については考えてはおりませんけれども、教育委員会といたしましては、まず適応指導教室の充実そして拡充をしていくことで、高鍋町の不登校児童生徒に対してアプローチをしていきたいなと考えているところです。

なお、適応指導教室の充実・拡充に当たっては、まずは、現在適応指導教室に通級しております児童生徒やその保護者のニーズを十分に把握してから動いていくことが大切だと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6 番、青木議員。

○6 番（青木 善明君） 実は、昨日私のところに 2 通のお手紙が届きました。学校に行けていない子どもさんの親御さんの切実な願いを読ませていただきましたが、時間の関係で全文紹介できるか分かりませんが、読ませていただきます。

私には子どもが 2 人います。3 年生の息子は 2 年の 2 月から、6 年生の娘は 10 月から学校に行けていません。まさか自分の子どもが不登校になると思っていませんでした。最初は泣き叫び暴れ回る子どもを押さえつけ、主人と 2 人で連れて行っていました。毎朝、学校に行く、行かないの戦いでした。よく理由を聞かれますが、これというものはありません。本人に聞いても自分でも分からないと言います。コロナで休校中、外に出れず家の中で過ごす日々、やりたいこともできず、子どもながらに不安やストレスを抱えていたと思います。先生に怒られるのが嫌、友達とうまくいかない。宿題が嫌、この授業が嫌い、集団が嫌、周りの目が気になる。甘えだ。怠けだ。親が悪いと思われる方もいると思います。自分の育て方が悪かったのか。明日は行く。子どもは親を安心させたくて言います。でも、朝になるとやっぱり行きたくない。布団にうずくまります。たくさんの不登校の本を読んだり、ネットの情報も見たりしました。この子の将来はどうなるんだろうと不安になります。けど、今はとにかく元気に過ごしてほしい。将来生きていて楽しいと思える大人になってほしい。それだけです。勉強は本音を言えばみんなと同じようにしてほしいです。でも、これからの時代、変化している中で自分の好きなことをどんどん追及してほしい。学校に行っている子ども、いない子も生きやすい世の中になってほしい。他人を認め合い、自分を認めてほしい。そのためには子どもにいろんな選択肢を増やしてあげたいです。現在、2 人は教室に入れないためかがやき教室に行き、給食を食べ、昼休みを過ごし、帰ります。適応教室のことも知っていますが、なかなか行きたがりません。そんな中、フリースクールのお話を聞いて非常にうれしく感じます。調べたら近辺にはありませんでした。学校に行けなくても居場所があることを望む親子はたくさんいると思います。誰一人高鍋の子どもたちが取りこぼされることなく、地域で安心して生きていくことを願っています。

これはお一人の方ですが、もう一通は、

私は高鍋町にもフリースクールのような不登校の子ども・保護者のサポートの場が必要だと思っています。ぜひ実現させてほしいです。高鍋町では不登校の子どもはまだ少ないように思えるかもしれませんが、しかし、今、私の子どももその一人です。不登校に近い子どもたちは結構います。私は子どもが不登校になり、そのことを知ることができました。きっと人に言えず悩んでいる保護者も多いのではないのでしょうか。子どもが不登校になってから、学校と協力、カウンセラー、病院に行ったりといろいろなことをしました。けど改善せず、そんなときに高鍋にはなぜフリースクールのような場所がないのかなと思っていました。

ということで、全文はちょっと時間の都合で読みませんが、このように 2 通手紙を頂

いておりますので、また議員さんには、議長の許可をいただいてコピーを皆さんに見ていただいて共有化していただいて、また、町長、副町長、教育長にもコピーを差し上げますので、ぜひまたゆっくり見ていただくとありがたいと思います。

町長、教育長が答弁なされてきたように、不登校の子どもだけでなく、全てを対象とした居場所づくりが必要であり、そのあり方は子どもや親の気持ちを汲み入れながら進めていくことが大切だと強く思ったところであります。

ただ、民間のフリースクールへの公的補助は憲法 89 条との関連が懸念されていますので、慎重な対応が求められてきます。まずは手始めに適応指導教室なでしこルームの充実・拡充の支援体制の取組に期待をしております。

以上で不登校の児童生徒の支援拡充についての質問を終わります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種 3 回目及び感染防止対策について詳細にお尋ねしていきます。

まず、ワクチン接種率 1 回目、2 回目について。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町当局をはじめ関係機関との御協力により接種を現在も実施されておりますが、直近の当町の全体及び 65 歳以上、64 歳以下のワクチン接種率 1 回目、2 回目の状況をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。11月30日現在での接種率をお答えさせていただきます。

1 回目の接種率は、町人口全体の割合といたしまして 75.74%、12 歳以上を対象者人口の割合で申しますと 84.10%、うち 65 歳以上につきましては 92.86%、64 歳以下は 79%となっております。

2 回目の接種率につきましては、全体では 74.86%、うち対象者数で比較しますと 83.12%、65 歳以上が 92.08%、64 歳以下が 77.91%となっております。

○議長（緒方 直樹） 6 番、青木議員。

○6 番（青木 善明君） 只今接種率を聞かせていただきまして、大変評価できる接種率ではないかと私は思わせていただきます。町当局並びに関係機関の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

ちなみに関連で、もし分かれば、参考までに町村で最高接種率は何%ぐらい到達しているのか、お尋ねします。分からなければいいです。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。若干数字が 11 月 23 日現在の数字でございますけど、一番高いところでいきますと、1 回目のところで 93.9%が一番高いところです。2 回目と同じ町村ですけど 93.2%という数字となっております。一番高いところです。

○議長（緒方 直樹） 6 番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、3回目接種の体制確保についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種は全国的にも12月1日から始まっておりますが、高鍋町の3回目接種体制確保の構築は終了しているのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。3回目接種の体制確保についてでございますけど、1回目、2回目接種と同様に、海老原総合病院と町の特設会場——たかしんホールでございますけど——での集団接種に加えまして、町内の医療機関での個別接種での実施を予定しているところでございます。

あわせて、コールセンターも増員し対応する計画としております。1回目接種の際に予約が殺到して電話が繋がらないといったことを避けるように考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、具体的に3回目の接種見込み者へのスケジュールについてお尋ねさせていただきます。

2回目の接種完了から8か月以上経過した人を対象とする国の方針を受けてスケジュールを想定した計画が策定されたのか、準備状況をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。3回目の接種のスケジュールについてでございますけど、国の方針に従いまして、2回目の接種完了から原則8か月以上が経過した18歳以上の方が対象となりまして、本町の場合は高齢者の3回目接種が2月から開始する予定でございます。その際、接種券につきましては、接種が可能となる1か月前をめどに発送することとしております。

同じくコールセンターにつきましては、1月中旬から開設する予定でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） ワクチン接種の予約の1回目、2回目が始まった頃は電話やインターネットがなかなかつながらず、予約が取りづらい状況でしたので、今回は、只今の答弁を聞かせていただきますと、万全な体制が構築されていることを確信させていただきましたので、町民の方も安心されたのではないかと思います。

それでは次に、ひなた飲食店認証制度についてお尋ねさせていただきます。

高鍋町では町民の皆様への行動要請協力・お願いの項目に、ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょうとありますが、この制度の仕組みと目的についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。ひなた飲食店認証制度についてでございますが、来店者の感染症予防など、県が定めました55項目の認証基準に沿って感染拡大防止対策を実施する飲食店事業者、こちらを県が認証することで、利用者が安心して飲食できる環境の整備を目的とした制度でございます。

認証基準を満たしていると確認できた飲食店につきましては、宮崎県のほうから認証書と認証ステッカーのほうが交付されることとなっております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、ひなた飲食店認証制度取得店舗についてお尋ねいたします。

対象となる飲食店舗件数及びこの認証制度の高鍋町での取得件数、取得率について、また、せんだって11月11日に四季亭で行われたひなた飲食店研修に町内から何店舗受講されたのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。対象となります町内の飲食店につきましては、リスト等はございませんが、約200店舗と見込んでおるところでございます。

また、高鍋町内におきますひなた飲食店の認証店舗数でございますけども、11月27日現在で96店舗となっております。本町内飲食店の約半数が認証を受けているという状況でございます。

また、先般、四季亭のほうで行われましたひなた飲食店の研修のほうでございますけども、こちらには参加店舗は21店舗参加したということでお聞きしております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 関連しますが、通告はしておりませんが、今、約200店舗中96店舗が認証店を取得しておるということでございますが、何とか全店舗そういう認証店になっていただきたいと思っております。

それで、ひなた飲食店認証制度の推奨についてでございますが、宮崎県では国が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に沿って、県独自の認証基準を定めるとともに、感染リスク最小化に向けた新たな認証制度をスタートしています。町民、飲食店、行政の3者が一緒になって取り組む安心して飲食できる環境づくりのため、この認証制度の推奨についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町の新型コロナウイルス感染状況につきましては、9月19日以降新規感染者ゼロが続いているということや、ワクチン接種の進展などから、落ち着きが見られる状況にあると言えます。

このような中、感染に対する町民の不安解消と町内飲食店での感染予防対策を徹底するため、ひなた飲食店認証制度についてもさらに推進していく必要がありますので、引き続き利用者への周知や認証店の拡大に向け、県とともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、飲食関係団体や商工会議所と常に協議・連携を図りながら、感染拡大の防止に努めているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 落ち着いているという町長の答弁でございましたけど、残念ながら県内では12月3日、新型コロナウイルスの新規感染者が44日ぶりに1人発表されました。新たな変異ウイルス、オミクロン株も国内で2人確認されております。油断は禁物でございます。緊張感を持って新たな危機になりかねない第6波の備えに万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種3回目及び感染防止対策についての質問を終わります。

最後に、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成について詳細にお尋ねいたします。

インフルエンザ予防接種の費用について、今期、現在の西都・児湯管内医療機関でのインフルエンザ予防接種の費用単価をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。インフルエンザ予防接種の費用についてでございますけど、費用につきましては、各医療機関によって異なっております。おおよそ3,000円から3,500円というふうに伺っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） それでは、②ですけれども、インフルエンザ予防接種費用の補助の算出についてでございますが、高鍋町では現在インフルエンザ予防接種費用の一部を助成していただいておりますが、助成の開始と助成額算出の積算をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。助成の開始と助成額の算出の積算についてでございますけど、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成は昨年度、令和2年度に始めまして、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行すると医療機関の負担が増えることが予測されたため、医療機関の負担軽減を図ることを目的に令和2年度から開始したものでございます。

予防接種費用の積算についてでございますが、昨年度は1,246人の方が接種を受けられまして、186万9,000円を助成いたしております。今年度は昨年度の実績から見まして1,390人分、208万5,000円の予算措置をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） ありがとうございます。

それでは、③インフルエンザ予防接種費用助成の考え方でございますが、西都・児湯管内自治体の対象者の助成額を比較するとばらつきがあります。医療機関での自己負担額の差が生じていますが、管内のばらつきのこの助成の現状をどのように捉え、考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。インフルエンザ予防接種費用の助成についてでございますけど、本町におきましては、1人1回を限度といたしまして1,500円

を助成しております。

西都・児湯各自治体では、本町と同じ内容で助成している自治体もございますし、1回当たり2,000円を助成している自治体もございます。

助成の内容につきましては、各自治体の判断によるものと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 私は町内の内科医院に行ってインフルエンザを今年打たせていただいたんですけども、受付の中に児湯管内の表示がしてあるんですけど、それを見ると、明らかに負担額の差は歴然と見えております。なかなか助成が厳しいんだなというのを感じているところでございます。

それで、西都・児湯管内自治体の助成費用を勘案した見直しについてでございますが、インフルエンザはいつの時期に流行するか分かりません。予防接種は任意接種ではありますが、子育て中の親御さんにとっては、インフルエンザにかかったときの重症化がかなり防げるという専門家の先生方の見解も出ております。ぜひとも打たせたいという思いを持っておられます。

しかし、インフルエンザ予防接種費用に対する助成額が、近隣市町村においてばらつきがあります。高鍋町でも子どもさんを多く抱えて子育てしておられる家庭も多く、負担についての金額が経済的に厳しい状況にあるのが現状でございます。

子どもさんが3人、4人、5人おられる家庭では、インフルエンザ予防接種費用だけでおよそ自己負担額が3万円くらいかかり、その上、親も接種すると最高4万円くらいになると聞いております。また、受験生も親としては必ず予防接種を受けさせているそうです。

このインフルエンザ予防接種は任意接種でありますけれども、近隣市町村との差を見直し、子どもに対する手厚い手当での支援をしていく助成の増額か、もしくは思い切って無償化にされるお考えはないのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。助成費用の見直しについてでございますが、現時点では考えておりません。今回の助成につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行した場合、医療機関の負担が大きくなることから、医療機関の負担軽減を図るために行うものでございます。

助成の継続につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 前向きの答弁を期待しておったのですが、そこで、再度お伺いしますけれども、令和3年第1回高鍋町議会定例会施政方針の中に、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進とありますが、この取組についてはどのように受け止めればいいのか、お尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。御意見でございますが、これ検討してまいりたいと思います。

高齢者のインフルエンザの費用が1,000円ということで助成したところでございます。その他につきましては今後検討をしてみたい所存です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木議員。

○6番（青木 善明君） 6番。選択と集中により来年度予算編成に反映され、子育て世帯の要望にだけ応えていただけるものと期待をしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症が広がり、コロナ禍での私たちの生活環境は大きく変わりました。自粛や行動制限により社会全体の従来の生活形態は、戸惑いと不安やストレスを抱き、長引く状況の中で人々のそれぞれの暮らしの生き方に多大な悪影響を及ぼしていると思っております。

今後、ワクチン接種などが進み終息の光が見え、少しずつ心のゆとりも持つことができ、先行きの不安な気持ちも和らいでくるものと信じております。

町長は施政方針の冒頭に、第25代町長として選任され、その責任の重さを自覚し、高鍋町の発展のために全力を尽くすと発言されました。そして、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て・教育に最適な施設と福祉環境を備えた、誰もが住みたいと思う豊かで美しい城下町の再生を目指すことが、高鍋町の未来へ向けたゆるぎないビジョンであると考えておられます。

しかし、中には、現在、不登校をはじめとする子育て、介護などいろいろな悩みを抱え、その辛さに苦しみ、深い悲しみを抱えておられる人たちの現状を深く理解していただき、町民一人一人の幸せを心から願って、誰もがこの高鍋町に住んで本当によかったと思える安心安全な町はもちろんです。未来へ向けた目標達成の実現が一步一步地道に、さらに着実なものとなることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、青木善明議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、11番、中村末子議員の質問を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。おはようございます。本日は、本傍聴席と第1会議室において傍聴に来られている皆様に、まず感謝を申し上げたいと思います。傍聴者の方の

ほとんどが、私のように月21万円の報酬をもらっておられるわけでもなく、高鍋町のためにリサイクルなど様々な活動を展開され、住民のきずなをつないでこられました。私も議員としてチェックの総括質疑、住民要求の一般質問を行うことで、その任を果たすべく頑張っております。

それでは、日本共産党の中村末子が新電力事業について、役場の契約などに関してしっかりとの方針及びこれまで問題点などなかったかについて、自治公民館より上がってきたオンデマンドバスをはじめ道路、交通安全問題、公民館へ配置されている職員がしっかりと自治公民館の中で総合戦略などをきっちりと把握し、その方向性で自治公民館と町が連携を持って町政運営ができる構築をしてほしいこと。自治公民館長さんなどに女性がないことなどがSDGsの関連からも提案をされました。

この問題などについては連協長さんと議会での話合いの資料をつけておきますので、どのような考えの下、職員配置をなされてきて、その効果はどうだったのか検証をされていると思いますので答弁し、自治公民館長から提案されている事項については、今後どのような形で運営するのか、これからのことをお示し願いたいと思います。

なお、この中に示されない項目は全て発言者席にて行いたいと思います。

また、町長は会議録からの削除はしたほうがよいと、私の意見・判断で会議録から削除はいたしましたけれども、侮辱とも取れる9月の発言に対してまだ謝罪はなされておられません。このことから、私は長年、町長及び職員と町政を住民目線で行っていただくために一般質問、総括質疑の打合せを行ってまいりましたが、今議会から打合せなし、私が議員になったときの初心に返り、議会運営を運ぶことにいたしました。

したがって、その答弁については町長のみで行っていただきたい。その理由は、私も議員になった当初は職員から何も知らないと言われてきた時代がありました。必死に地方自治法などを学び、法令遵守ができるように頑張ってまいりました。町長も2期目となり、会社経営とは違う自治体運営も管理習得されたと考えて、他市町村に倣い答弁をお願いしたいと思います。

ただし、数字的なことに関しては担当課長答弁も構いません。

以上、登壇しての質問は終了し、後は発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えします。自治公民館連絡協議会と町議会との意見交換会で取り上げられた、住民が自分の町の未来づくりに関心を高める方法に関する御提案についてでございますが、本町の総合計画を住民の皆様と共有することは重要であると考えております。

地区担当制度により各地区に担当職員を配置しておりますので、要請を頂ければ、御提案にあるような町の計画の説明や意見聴取などの機会をつくることも可能でございますし、総合計画につきましては、高鍋町出前講座に御提案と同様のメニューを設けております。各地区公民館の状況等に応じて御活用いただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。まず、新電力の質問に入る前に、町長にはしっかりと二元代表制の意味を理解していただくために、日本国憲法前文を読み上げていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

日本国憲法（昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行）。日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

で、よろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。理解していただけたものと思います。

これを見る限り、住民から選ばれた町議会議員が執行部から提案された予算案などを決定し、それを遂行するのは執行部、いわゆる町長の下、執行されることが理解できれば、

私や議会に対しての最後のあのような発言は慎んでいただきたかったと考えます。

また、町長は、議会というところでは何をすべきなのかは理解していただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 反問権はよろしいですか。

○議長（緒方 直樹） はい。

○町長（黒木 敏之君） 中村議員にお尋ねします。今の発言は、今の私が読んだところのどの部分に書いてあるんですか。今発言されたことの内容は、原文のどこにあるんですか。

○議長（緒方 直樹） 只今の反問権については、まず許可をしているということと、回答の時間は質問時間には含めませんので、中村議員は反問に関する部分だけお答えをお願いします。

○11番（中村 末子君） 最初のところで、まず、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」、これは町民は、町民が私たちが町議会議員を選んでいるということからすると、それは地方自治にも当てはまっている。町政運営もそれに当てはまっている。この議場を見ていただくと分かるように、議長に全ての権限が委託されているのであって、議長から許可のないようなものを町長が発言をしたということ、そのことについて真摯に反省をされていくべきだと思います。

確かにあのときに、私に対して本当に侮辱的な言葉、それについて何らの謝罪がないということについて、しっかりと分かりましたかということをお願いしているわけです。それが分かった上で、私は新電力から質問を続けさせていただきたいと思っておりますので、まず議場で自分が発言したことについてしっかりと反省をしていただくべきところは反省をしていただきたいということがあって、今の質問を展開しました。そうでないと、この議場でいろんな議論をしていくこと自体、無意味なものになっていくと言わざるを得ない状況があるからです。そういうところを考えたときに、議会と町政の立場、町長が率いる執行部の立場というのをこの場でしっかりと明確にしていけない限り、この議会運営が進めていけないということが、私の意図でございます。

したがって、私がお願いをしております、議会というところでは何をすべきなのは理解していただけているのか、お伺いしますということです。議会で自分が何をしなければならぬのかということは、理解していただけたでしょうか。理解されていれば、理解しました。理解していない。どこをどういうふうにしたらいいか分からないとおっしゃるのであれば、今、それについては、私がるる申し上げるわけにはまいりません。理解されない人に私がどんなに言っても理解されないことだと思います。

そうじゃなくて、しっかりと議会制民主主義、そして二元性代表制をしっかりと身につけていただかないと、ここの場で一般質問を行っても、そして総括質疑を行っても何の意味もなさない。私はあれだけちゃんと、きちんと執行部から提案された議案についても総括質疑で行う。そして、最初にも申し上げました、私は。チェックする意味での総括質疑、

そして住民の願いをきちんと届ける一般質問と申し上げました。そこがきちんと理解されていないと、総括質疑も一般質問も訳が分からないような状況の中では、私はこの一般質問をする意味が果たしてあるのかどうかと。そういうことすら分かりませんので、町長に対しては、明確に議会というところでは何をすべきなのか理解していただけてるのでしょうかということを聞いているだけでございますので、それ以外のことについてはお答えにいらなくとも結構でございます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時27分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの日本国憲法、通告外ということでしたので、こちらのほうについては、もう反問権も含めてなくていいことになります。

改めまして、通告どおりの質問をしていただくということになります。よろしいでしょうか。11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） まあ、議会運営というものはそんなものであるということ理解していただきたいということも、ひとつ議長にも町長にもきちんとしっかりした運営をしていただきたいということがあって、このような質問を私は計画しました。

それでは、新電力についてから質問を展開したいと思います。

当初は、役場などの大きなところ、いわゆる高压電力に関してやっていきたいのだという方針だったようなんですが、低压へ変更されたいきさつは何なんでしょうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。地域新電力会社の設立計画につきましては、現在調査中の高鍋町地域新電力会社事業化可能性調査の結果をもって事業化の可否を判断してまいりたいと考えております。

また、現在までの調査の経過では、新電力会社については低压契約と高压契約の両方を取り扱うほうが、より経営の安定化を図ることができているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） まず、聞いてもなかなか答弁されないので、新電力について、町長はなぜ自治体で取り組もうと考えられたのか、そのところを詳しく説明していただきたい。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、日本国が2050年までにゼロカーボン国家を目指すという政策を打ち上げられました。

今、全国でゼロカーボンシティを宣言した自治体が多数出てきております。宮崎県内で

は宮崎市、都農町、串間市、五ヶ瀬町がゼロカーボンシティの宣言をしました。私も来年早々には高鍋町もゼロカーボンシティの宣言をさせていただこうというふうな考えを持っているところでございます。

今、国が、世界が脱炭素を目指しており、その取組は急務であります。その基本の下、またSDGsもこれも世界的な流れになっています。脱炭素、SDGsを成し遂げるためには、また、今回の議会の質問で八代議員から、高鍋町はゼロカーボンの宣言をしないのかという御質問もございますけれども、それを実現する上での大きな柱の一つが自治体新電力であり、また有機農法というのも、それは国の流れに沿ったものになってきております。そのような方針を立ち上げていくことは極めて重要であり、また、近隣の市町村もそのような方向にあるという情報を得ておりますので、いち早く高鍋町は取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） ゼロカーボンシティとは、じゃあ、一体どういうシティなのか、町なのか、そこを詳しく答弁していただきたいと思います。

それと同時に、ゼロカーボンシティを言うのであれば、一体、じゃ何をどうするべきなのか。全体的な取組をお知らせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ゼロカーボンシティというのは、カーボンニュートラル。カーボンニュートラルというのは、炭素を発生する。また、それに合わせた同じ量でまた有効な再生エネルギーを使ってそれに対処していく。かけ引きゼロです。使う、発生させるが、またそれに対処したエネルギーをつくるということが、プラスマイナスゼロに持っていくというのが基本的なカーボンニュートラル、いわゆるゼロカーボンシティの基本的な考え方であります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 意味が分かりません。というのは、この新電力とそれが何の関係があるんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今、国の電力は火力発電が一番多いです。その流れの中で、今、これからの時代の流れでは自然再生エネルギーを電力の発生源として持っていく方向がうたわれております。で、国もそうですし、風力あるいは太陽光、あるいは地熱、そのような電力の発電をつくっていくということの流れが大きく今は取り組む方向にございます。それは日本だけではなく、世界中がその方向であるという認識にあるというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） じゃ、新電力では何を使うんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これから様々な取組が出てくると思います。で、新電力でいきなり自然再生エネルギーというのが100%ということは不可能です。ただ、これも可能です。今いろいろ相談している中では、まず、高鍋でのこの自治体新電力は、自然再生エネルギーしか使いませんよということもうたうこともできます。

ただ、まだその認識が多くの方に理解されるには少し時間がかかると思います。

ですから、まずは電力というのを自治体の中で循環させる。で、その方向で脱炭素、SDGsという方向を組み合わせていながら取り組んでいくと。その方向です。

それは、いろんな自治体もそういう形で取り組んでいくことになると考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） どこから電気を買うんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） そのような電気の卸売の市場がございます。また、九州内であれば、高鍋町以外でも様々な自然再生エネルギーをしているところから購入することも可能でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 自然エネルギーだけを扱っている会社というのがあるんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 現在、それはまだ私のほうでは存じておりませんが、その理想に向かっているところは多いですし、また、高鍋町も最初からそのことをうたうこともできるという御案内も頂いております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） じゃ、違う電線を造るんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これ、電力会社は送電線会社と分かれていまして、送電線はどの電力会社も共有できます。メーターも共有でございます。会社が変わったら何も変化させることなく、その日のうちに契約が変わるだけの話でございます、独自にその電力会社が電線を張るわけではございませんので、御理解ください。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） まあ電気には色がついてませんし、これは新電力の分ですよ。新電力というか、いわゆる、ソーラーで発電している電気ですとかというのはないですよ。それはもう町長が一番よく御存じでしょう。そんな夢みたいな、理想みたいなことを新電力会社をうたって、そこに投資するなんていうのは、これはもう愚の骨頂としか言いようがない、はっきり言うて。もし私の意見に反論があるなら、今、手を挙げたそうだったから、どうぞおしゃべりください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） いや、もう既に新電力数多くございまして、高鍋町内でも新電力

から電力を購入されている方もございますし、高鍋町の場合はまだ太陽光発電ですけど、それも新電力に販売しておられる方もおられますので、別に新電力が、もう日本中数多く今はできておりますので、町内でもそれはあるということでございます。これは理解してもらわないと、もう時代の流れもそういうふうになっておりますので。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 時代の流れと言えは私が屈するとでも思ってるのかしら。

私が言いたいのは、電力というのは、今、発電をしているのは九州管内で言えば九州電力、これがちゃんと工場も持って、火力発電所も原発も持って、水力発電も持って、全て同じ電線の中で流れてきているわけです。もちろんソーラーの電気も流れています。だから、ソーラーを各家庭で設置されているところについては、正直な話を言うて、もう蓄電池も買われている家庭が多いわけです。自分とこの蓄電池を買っておかないと、夜間の安い電力を蓄電して使うと。じゃ、ソーラーだけだったら、夜は電気は使えません。はっきり言って。

だから、いろいろ考えたら、町長は夢物語を言っているんです。夢物語は駄目だと私は申し上げているんです。

それじゃお聞きしますよ。官民連携で地域新電力に取り組んでいる自治体があるんですけども、御存じですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ええ、幾つか知っておりますし、いろいろと尋ねて行ったり、あるいは様々な書物になっていきますので知っております。それを全部出せというとな時間がかかるのであれですけど。

また、御発言にありました太陽光発電だけであれば、今、串間市で言えば、今は風力発電。これはかなり大きなパーセントを占めてきておられますし、また、バイオマス発電、特に都農町、川南町においてはバイオマス発電も検討をいろいろと実際やっておられます。この九州圏内だけで見ても、火力発電以外の電力に向かっているのは確かです。ただ、国はまた原子力力というのに非常に戻ろうとしております。

で、ここで言いたいんですけども、時代がどう変化するか分かりません。これもだからどうなるかという話で、※例えばドイツでいきますと、ドイツは太陽光あるいは風力あるいは地熱、原子力です。それを使う人が選択できるんです。で、実は、僕たちはそういうふうな時代には、もう目の前に来ているというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 議長、官民連携で多くの自治体がやっているということを町長は御存じだということですので、できればお示し願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ちょっと時間がかかりますのであれですけど、まずは宮崎では小

林市が今はもう実際やっておられます。それ以外となると正確に言おうとするとちょっとお時間がかかりますけど、よろしいですか。休憩して全部。それは日本国中全部を。

（「当たり前です」と呼ぶ者あり）じゃ、ちょっと休憩をしますか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

今の提出、出してくださいということですが、こちらのほうが現在5月分のやつまではあるということですが、それ以降のやつがまだ収集していないということで、時間がちょっと読めませんので、時間未定で資料が集まり次第再開したいと思います。ほかの議員の皆様もその旨お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

このまま休憩のほうに入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。自治体と民間企業が連携し、共同出資により設立されている新電力会社は国等が公表している情報によれば、11月26日時点で59社。そのうち自治体と企業との共同出資の形態を取っているところが、確認できる場所では52社ということであります。どんどん増えてきている状況です。

それとまた、一つ訂正させていただきます。再生エネルギーの選択は、今ドイツだけの事例と言いましたが、もう日本では大企業、かなり多くの企業が再生エネルギーだけを使っていますという宣言をしておりますし、自治体新電力にも、普通の価格と再生エネルギーですと二、三円ちょっと高くなるんですけども、多くの自治体でも新電力をやっているところは、そのような再生エネルギープランというのも普通に出されておられます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 調べていただいた資料というのは、後からでもいいですので頂きたいなと思います。

で、今、町長から答弁がありましたけれども、やはりこの再生可能エネルギーを使うということは、ドイツでも同じような状況なんですけれども、やはり一般市民が払う、国民が言ったほうがよろしいかと思いますが、支払う電気料金が高くなると想定していたほうがよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これは岡山電力さんの事例で言うと、卸売価格が2円から3円高いということにはなるというような、現在のところではそういう状況です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それでは、現在、議員の中でも既に契約を済ませて電気料金が安くなったということなんですけれども、現在、ENEOSとか、au等は既に民間で新電力に参入している事業者が幾つかあるんです。具体的にどのくらいに一般家庭での電気料金が安くなると思われますか。お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 通常の大手の売買価格よりも5%を設定するというのが通常のものでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 既にハルエネなどという会社と契約されている方のお話を聞くと、電気料金を2万円以上支払われている事業所などでは、月3,000円から5,000円くらいが安くなるとのことでした。一般家庭においては余り下がらないということでした。商店街を中心にアンケートを取られたのも納得しました。

それでは、一部商店街の効果のみで新電力を立ち上げるということになると、安くなった分は高鍋町からの何らかの出資で賄うのではないかとこの疑問が浮上してまいりましたが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これは、安くなるのは高鍋町が賄うというのではございませんで、卸売価格と普通の電力の売買価格から5%安い値段の設定ですので、普通の一般の市民の方々と高压電力を使われる企業あるいは自治体が使用するというものですので安くなりますが、それも自治体が支払うということではありません。

ただ、また最近出てきましたけど、大手の企業の高压電力、これはもう既存の電力会社が安く設定しておられますので、ここは手を出しちゃいけないという部分でして、そのほかは、ほかの自治体の電力をシミュレーションをしているところに聞きますと、安く設定させる。それはもう書類・手続上だけです、大体代わられるというようなふうな判断を聞いております。

要するに、新しい自治体新電力の安い、5%安いところに口座を変えられるということになると聞いております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 今までの町長の答弁を聞いていたりすると、わざわざ地方自治体でSDGsに見合う、そして脱炭素、そういったものを主体にした形でやるということは、ドイツではないんですけれども、ドイツは国民の了解を得て、電力料金が高くなるということを国民の皆さんに訴えて、それでもなおかつ皆さん脱炭素を目指して頑張ろうということになって、今のよう状況になっているわけです。

それではお伺いしますが、ドイツでは大体どれぐらいの電気料金が高くなったと記憶していらっしゃるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） そのドイツの値段が高くなったというのは知りません。ただ、ドイツで値段が高いのは、自然再生エネルギーを分類されると、その選択ですとちょっと値段が高くなりますけれども、シュタットベルケの中で自治体による電力を買う場合は、基本的には安い設定になっているというのは日本と一緒にだというふうに私は認識しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） いや、大体その国民の選択の中で、やはり脱炭素これをやろうと思っている人たちは25%ぐらい上がっているんです。それでも、それを選んでやっていこうと、支援しようと、国の政策に支援しようということでやってきている方たちが結構いるんです。

だから、これは原発反対、脱炭素、そしてそれに向けてやっぱりSDGsの世界に私たちは行こうじゃないかという人たちというのは、それぐらい電気料金が高くなっても協力をするということになっているわけです。

それより、民間で既に契約をされている会社が参入するために便宜を図っていつているのじゃないかという疑問がまたあるんです。これから考えたら、私は今あるそういった民間の会社のみに町民を誘導するというのは、そういう形というのは余り得策じゃないかなと。それは民間の会社が自分とこを宣伝して、しっかりとした政策の下に、そして自治体に迷惑をかけない方法で住民の皆さんにしっかりと新電力で安いほうを選択していただく。そして、ポイントなどがもらえるような仕掛けがあるところに促すということをやったりやったほうがよろしいんじゃないかなと。わざわざ自治体で、私は新電力をする必要はないと考えますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ゼロカーボンシティ宣言です。これも国の方向であり、こういう宣言をすることは極めて重要だと思います。

SDGsがSDGs未来都市宣言を、実は高鍋町はちょっと遅れてしまったんで、そのときの予算がなかなか取りづらい。ただ、今ゼロカーボンシティ宣言をすると国の予算、助成金がついてくる部分が多々出てくると思いますので、有機農法もそうですが、早めに宣言してその流れに乗るということは極めて重要だということ。

それと、再生エネルギーは国でやっておられる自治体は2円から3円高いんですけど、2円から3円高いだけでも、実は既存の電気料よりも安いんです、これ。5%だから、3%から2%値下げになる。それだけ安くなっているということでございます。

そして、自治体新電力は基本的に、要するに地方自治体の中で経済を循環させようという基本的な考え方が一つあるということです。これは極めて重要だというふうに思います

ので、そういう発想の取組になってくるということです。

それから、あわせて理念としては脱炭素、SDG s というその取組の中で自治体運営をしていくことが未来の子どもたちの方向性あるいは国の方針に乗って、様々な補助金や助成金というのが受けやすい状態になってくるというのは、そういう流れだというふうに認識しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 新婦人しんぶんというのに書いてあったんですけども、鳥取県の米子市においては、やはりゼロカーボンシティに取り組むため、宣言する当市の具体的な施策を進める拠点にもなっていると。そのためには、すばらしい環境を次世代につないでいくということがあるんですけども、そのためには、環境基本計画というのがつくられているんですけども、その基本計画は、いつ、どこで、どのように作成されるおつもりなのか、新電力と併せてお答えください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 来年、議員の皆様方の賛同を得られれば、ほかの自治体が今どんどん行っていますゼロカーボンシティの宣言をします。で、宣言をするからには、そのような意味での環境に対するどういう取組を行うか。あるいはカーボンニュートラルへの取組はどういう方向性で行うかということも盛り込まなくてははいけませんので、そういう裏づけというものをつくっていかねばならないと思います。これこそ早急に行いたいわけです。

で、幸いにも様々な自治体がもう既に発表しておられますので、非常に参考になる例がございますから、その辺を利用させていただきながら高鍋町に当てはめさせていただこうというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 次に、役場発注の契約について。

高鍋町は予定価格を事前に公表しておりますけれども、これでは企業力アップはできないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 予定価格の事前公表についてでございます。

当該公表は法令等により義務づけられているものではございませんが、本町においては入札の透明性を確保するとともに、予定価格を事前に探ろうとする不正行為や予定価格の漏えいを防止する観点から、また、応札者が予定価格を超えた額で入札することによる再入札あるいは入札の中止の抑制が可能となることから、工事及び工事に伴う測量・設計業務委託の入札に際し、予定価格の事前公表を実施しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ということは、そういう予定価格を公表しているということというのは、結局事業所そのものが設計図を見て、そしてそれから見積りを出して

いくという作業がなくなるわけです。だから、そういう作業がなくなってくると、非常に設計単価というのを導き出す上で必要な頭脳というのが劣化してくるというふうに言わざるを得ないと思うんです。

だから、しっかりとやっぱり事業者を育てていくという観点からすれば、高鍋町の事業だけを引き受けているわけじゃない事業者だと思うんです。そうなってくると、やはりほかのところでもやっぱり設計図を見て設計単価を割り出していくという作業をしっかりと行っていくことが十分必要だと思うんですけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。予定価格を公示しているからといって、設計しないですとか、工事の見積りを取らないということはないと思います。やはり業者の方は設計したり、見積りを取ることで、利益が出るか出ないか。それでどのように取り組めるか、それはもう当然検討されると思いますから、その予定価格を出すことで業者を育成しないというふうなことはないというふうに感じております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） まあ育成してないんですよ。はっきり言っておきますね。

私が新富町に勤めていたときに、やはりかなり厳しかったですよ。どんな材料を使ってどういう。今は見積りを計算できるソフトがあるようなんですけど、このソフトは大体どのぐらいの金額がすると考えておられるのでしょうか。それは課長が答えていいよ。町長はそこまで分らないでしょう。ソフトの金額。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。業者さんがお持ちになっていますシステム等については分かりませんが、現在、役場建設管理課で入れていますシステムのリース料、保守点検を含めまして大体1台当たりが50万から60万の費用になります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。新富町では、昔は地元の電気屋さんが防音工事などの冷暖房機などを購入することで防衛省と話し合いを行い、いつぐらいまでには記憶してありませんけれども、指定された空調機をお店ごとに割り当てて、随分と商店街へも貢献されたと私は思っております。

しかし、工事は空調機を購入した、要するに作っている会社に取り付けるという、いわゆる中抜け状態のものであったために、防衛省が歯止めをかけ、日立、東芝などで一括購入をして、取付資格を持つ電気屋さん、建築業関係などで工事するという事になったことがございます。

このように、空調機などの工事の際は、直で工事できる専門業者がいらっしゃるようなんですけれども、そこで、お伺いしたいと思います。空調機設置などについては資格等が必要なのかどうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 28 分休憩

.....

午後 2 時 29 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。高鍋町が発注しております公共工事におきましては、空調につきましては管工事の建設業の許可を持った業者に発注をいたしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村議員。

○11 番（中村 末子君） 11 番。さっき私がちょっと聞いたことは話が違うんです。どういった質問にしましょうかね、分かるように。分かるように質問するということは、管工事をお願いするということです。その管工事から直接、例えばデンサンとか、そういう空調機を買ったメーカーがあるでしょう。メーカーにお願いをしているかどうかということなんです。だから、その資格は持っているかもしれない。資格を持っているのであれば、管工事のその事業者がすればいいことでしょう。

でも、下請けとして頼んでいるじゃないですか、具体的に。デンサンなどに頼んでいるじゃないですか。私はそう思っているけど、見てるけど。私は社会福祉協議会の横のときで確認しましたよ、ちゃんと。ちゃんと冷暖房機を売っているところが工事してましたよ。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。只今、議員が言われたことにつきましてですけれども、いわゆる元請の業者から下請の業者へという話だと思いますけれども、元請の業者できちんと施工管理をしている場合については、下請ができるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村議員。

○11 番（中村 末子君） そのときは工事を請け負った会社というのはどんな手続を行うのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。元請の業者から発注元に一部下請通知を出していただいて——失礼しました。元請業者が下請業者と契約をしまして、その発注者に一部下請通知というものを出すようにしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村議員。

○11 番（中村 末子君） まだほかにも要るでしょう。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 32 分休憩

午後 2 時 45 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。工事のほうの事務の担当を主にしている関係上、建設管理課のほうで御回答をさせていただきます。

工事契約後、下請をする場合、一部下請通知書という形で工事約款に基づきまして提出をいただいております。その中で下請の金額、それと下請業者の有資格状況、その資格等の証する証書等について確認をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村末子議員。

○11 番（中村 末子君） だから、有資格者と作業員が同一人物なのかということも確認せんといかんですね。

はい、手続に不備はないと考えますけれども、この前わかば保育園に係る元デイサービスセンターの空調機設置において、看板などが入り口になかったため探しました。元デイサービスセンターの玄関口の見えないところに設置されておりました。

工事については、駐車場及び多岐にわたっており、できれば見えるところに設置を指導すべきだったと考えますが、いかがでしょうか。これは町長がお答えください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。見える場所に設置するように指導しておきます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村議員。

○11 番（中村 末子君） また私が見たときは、元請関係者はおられず販売業者のみの作業でありました。できれば元請業者の方もおられたほうがよろしいと考えますが、いかがですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。金額によってケース・バイ・ケースのことがあるそうです。もちろん管理者として元請の方がおられるのが理想ですが、金額によっては連絡が取れる状況というのはあるというふうに確認しております。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村議員。

○11 番（中村 末子君） とにかく役場の仕事に関しては、きっちりとしたマニュアルがあると思いますので、遵守されるようお願いしたいと思います。

9 月に教育委員会に対して一般質問した問題については、黒塗りでしたけれども監査請求が出されたようです。このような問題が発生した原因は何だったとお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。9 月議会のときにもお答えをしたんですけども、原因といたしましては、ちょっと最初に業者選定のところ、あそこがちょっとしつかりした、教育総務課のほうでもっとしつかり業者をちゃんとやることができる業者さ

んを選ぶべきだったということで答弁をさせていただいたと思います。そこが原因だと思います。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。また9月の答弁説明において、どういう内容の念書を
交わされたのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。一応、その試運転をするときに、実際ま
だ2月でありましたので、外気温が低くて実際冷たい風が出ているか分からないので、
5月に再度試運転をして、しっかりチリングユニットという部品が直っているかどうかを
確認しましょうという念書を交わしたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。5月14、15、B業者による点検試験運転が行われ、
異常なしという判断がとありますけれども、職員の誰が立会い、職員の報告はあったのか
どうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課の職員が立ち会っております。
一応その際に、チリングユニットからエアハンドリングユニットという機械に冷たい空気
が送られていることは、確認をちゃんとしたところでございます。実際、手で触れて職員
が触って確認をしております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それでは確認ですが、事故というのは爆発したということなん
ですか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。コンプレッサーが焼きついたというよう
な事故になります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） その原因は分かっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。その原因ですけれども、試運転をする際に、
本来開けておかなければいけなかったバルブが閉まっていたというところが原因でござい
ます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） まあ、それは基本中の基本ですわな。それができてなかったっ
ちゅうことは、業者に問題があったっちゃない。

とにかくいろんな契約があって、工事の間には何かしらいろんなことが出てくるのは予

想できるんですけども、これだけのトラブル続きがあっても指名停止などにはできないのか、その基準をお示し願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。指名停止等については、担当の課でいろいろと審議し、議論して決めることになっております。

ただ、間に入る職員が連絡が漏れていたとか、いろんなことが想定されて、結論として何が問題であったかというのは、まだ明確になっていない部分があった事故だというふうに聞いておりますので、それで指名停止あるなしというのは判断できないというような状況であったと確認しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 工事の見積り、発注、契約、工事、工事完成までに役場職員はどのくらいの頻度に関わりを持ち、間で進捗状況及び確認する流れはあるのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。工事の見積りから完成までの職員の関与についてでございますが、工事発注までは発注担当課の職員が、入札から契約までは財政経営課の職員がそれぞれ担当し、必要な手続を進めております。また、契約後の工事の施工に当たっては、工事発注担当課の職員または本町の技士が工事の監督員となり、必要な監督、指示あるいは必要に応じて施工業者と協議をするなどしているところでございます。

さらに、工事完成後は主に工事発注課の課長・局長が検査員となり、設計及び仕様通りに工事がなされたか検査を実施しております。関わりの程度といたしましては、いずれの段階におきましても必要最低限の範囲にとどめるようにいたしております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。この前、私は工事に関してすごいことを聞いたんです。

「コピペ」という言葉があるそうなんです。コピーしてペースト、いわゆる貼り付けるのだそうですが、西中の合併浄化槽に関して設計業者がコピペを行い提出、それを基に見積りをするのだそうですが、業者からこれはおかしいと騒ぎ出しました。私もその設計図を見て、今、手元に持っております。おかしいところは何か所にも及びます。このことで、合併浄化槽建設はできなくなったと聞き及んでおりますがいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。その浄化槽工事は、11月15日に実施する予定でありました入札にかけるために、指名業者4社さんに入札の見積り依頼を行ったところ、業者の方から質問状の提出があったところでございます。その質問の中に、コロナ感染症の影響を受けた世界的な半導体不足によりまして、浄化槽の制御盤の製造が工期限内に間に合わないという指摘がございました。

ほかにも今、中村議員から申されましたように、設計書の不備についても指摘をされま

して、入札見積り期間内の修正が難しい状況になってしまいまして、年度内の完成が不可能となったところでございます。

この事業は、補正予算のときにも説明をさせていただきましたけども、環境省の補助を受けて実施する予定であったんですけども、これは、令和2年度からの臨時特例予算であったことから、年度内に完成させることが補助金交付の要件でありまして繰越すこともできませんでした。

最終的に県・国と協議の上、今年度中の事業実施は見送ることとなりましたので、その入札についても取下げという判断を下した次第でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと、役場に設計書を見ることのできる職員はいるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。浄化槽工事は、建設設備工事に該当いたします。本町に設備工事の積算チェックのスキルを有している職員はおりませんので、教育総務課の土木技士とあと建設管理課の建築技士がチェックを行ったんですけども、詳細な部分について見落としがあったものと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 私でも見落とししてないのに、見落とししたの、大丈夫。大丈夫。私でもすぐ分かったよ。設計書見せてもらったら。大丈夫ですか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。私は職員の言うことを信じております。以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 私でも分かるような間違いですので、分からなかったらおかしいですね。美術館のときも同じような質疑をして、そのときにやり合った担当の職員は辞められましたけどね。

私は、できるだけ職員も見る目を肥やしていただきたいと思うんです。私は31年もおるから、いろんな設計書を見てきているから、どっちに不備があるのか少しは分かると思うんですよ、違和感があるから。

これはどこの補助予算でしたか、先ほどちょっと説明があったんですけど。これが令和2年度までじゃなかった。だから、環境省の問題やったらどこの補助予算でどんな内容でどんなものだったのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。一応、環境省の通常は家庭とかが合併浄化槽を設置するときに頂く補助の公共施設版ということでございます。

一応、先ほども申しましたけども、令和２年度繰越予算でありましたので、３年度内に終わらせるということが条件であったところでございます。

一応、今回のこの事件を受けまして、国・県のほうとも協議をさせていただきまして、一旦下げをさせていただいて、再度設計をちゃんと照査した上で、改めて補助金の交付申請をしたいというふうに考えているところです。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村議員。

○１１番（中村 末子君） 設計会社については、どのような措置をされるのか。また、当然設計会社への損害賠償請求はあると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。設計会社への損害賠償請求については、ちょっとまだ今は考えておりませんが、最初にこの成果品を頂く前からいろいろやり取りをしてなかなか大変だったんですけども、最後に一応、指示書というものを出示させていただきまして、この工事が終わるまではちゃんと付き合ってもらおうということを条件にしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村議員。

○１１番（中村 末子君） ここまで、設計会社からばかにされたような状況を打開する対策は立てておられるのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後２時５９分休憩

.....

午後２時５９分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。最初に委託した設計業者の方に問題があったというふうに聞いております。そしてその後、今回の件を踏まえまして、設計の照査を公益財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託すると、方向で聞いておりますので、そこで審査等補うことができるということになると考えております。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村議員。

○１１番（中村 末子君） 明らかな違法行為に関しては、厳しい態度で臨むことが同じ間違いをしない・させない町政となると考えますがいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、今回は業者の方を信頼していたわけですが、いろんな事情があられたということですね、身体的なもの、あるいはことがあってということで、予期せぬことであったというふうに理解しておりますが、御指摘があった部分は修正し、改めていかねばならないと考えおります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 身体的に問題があるんだったら発注しない方がいいですね。

また、役場には有能な専門職もない、工事をするには職員が不足している実態があるようなんですが。で、先ほどの答弁で、また誰も見れなかったと、この設計書に不備があるちゅうことを、見抜けなかったということがあったんですが、その実態をどのように改善されていくおつもりなのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほど申しましたけれども、今回のトラブルを踏まえた上で、設計の照査を公益財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託することで対応したいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと私の考えていた答弁と違いますので、そのことについては、また来年の3月の議会でも詳しく質問したいと思います。

オンデマンドバスと、あと自治公民館長の連協長さんとの話合いのこともありますので、あと8分しかありませんので、すいません。

次に、免許証を返納されたり、障がい等など買い物・病院などへ行く交通手段として、私はオンデマンドバスとか必要だと考えるんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。はい、私も必要だと考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それでは、いつどのように実行されるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、地域政策課で担当等で今後のオンデマンドバス等、なでこバスの路線を改良する、あるいは宮崎交通等、様々な連携のあり方や路線の問題等検討しながら、改革を進めるよう検討しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 検討しただけでできませんでしたと言われたら困るんですが、検討したら必ず実行してください。

児童生徒の中で、送り迎えをされている家庭はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。小学校についてのみ把握しておりますので、そちらのほうを御報告させていただきます。

まず東小学校ですけれども、新山地区、上永谷地区、下永谷地区に居住する14人の子どもが、自家用車やバスによる登下校ということになっております。西小学校のほうは、市の山地区、牛牧地区、南牛牧地区、小並地区、中尾地区、正祐寺地区、染ヶ岡地区、俵橋地区、鬼ヶ久保地区に居住する52人の子どもが自家用車やバスによる登下校ということ

になっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 交通手段がなくなって、人と会話などをしなくなると認知機能が失われる要素があるといわれております。特にコロナ禍にあり、人と接することが難しい状況であったことにより、一層の支援が必要だと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議員のおっしゃるとおりコロナ禍もあり、積極的な支援が必要であるというふうに考えています。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 町長は、商店街とか企業などへは惜しみなくお金を投資と言いながら、湯水のごとくつぎ込んでおられるんです。町内の業者間では、税金は使うためにあるとまで言われていることを耳にしました。コロナ支援でもらうことに慣れてしまう町民のために、使うべき予算を一部の人に使う仕組みをつくっているとしか私は思えません。

飲食業の再開に伴い、代行業が朝方の4時くらいまで運行されています。できればオンデマンドバスができないのであれば、タクシー会社と連携して安い料金で目的地までお願いする。その予算は現在の路線バス補助に使っているお金を利用することも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おっしゃるとおり、様々な利用者、求めておられる方に対しては、積極的な対応をしていかねばならないというふうに考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 私は、お手紙ではありませんが、お電話が二十数人からお電話がありました。私が一般質問を、免許証返納などのことに一般質問をすると、見られた住民の方から二十数人、私にお電話をいただいて、何とか実現してほしいと、町長も優しいから多分大丈夫だろうという話で、向こうもお話しされていましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

町長はいつも優先順位と言われますけれども、優先順位はどこを一番にすべきだとお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ちょっと反問権。

○議長（緒方 直樹） はい、どうぞ。

○町長（黒木 敏之君） 優先順位というのは、何の優先順位ですか。このオンデマンドの件ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

このオンデマンドの件におきましては、やはり高齢者あるいは障がい者、あるいはそのほか児童ですね、そういうような方たちを、どちらが先というよりは社会的弱者の方々に

対応していくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 次は、自治公民館長さんと議会の意見交換会において様々な意見が出てまいりました。お手元に資料を配付しておりますので、内容は熟知されていると考えますが、順番にお答えを願えればありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。自治公民館連協長から出されております諸問題につきましては、担当課長から詳細な答弁をさせます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。自治公民館連絡協議会と町議会との意見交換会は、町議会からの開催依頼によりまして10月19日13時30分より役場第1会議室にて行われました。

当日は、各地区の連協長が11名、町議会議員が13名の方々が出席をされまして、あらかじめ連協長より提出をされました議題・要望等に対して意見を述べる形で会が進められたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。まず、第1連協から出されました台風通過後の道路の状況について、台風通過後の道路への倒木、木の枝等の散乱により通行に支障あるが、町に依頼しても数日かかると言われ、個人で対応したというケースで、これにつまして答弁をさせていただきたいと思います。

台風通過後の町道の復旧作業につましては、建設業協会に依頼するとともに、職員で対応しているところでございます。しかしながら、土砂の流出や倒木等により通行止めをしている箇所の開放を優先して対応を行うようにしているため、どうしてもその他の箇所が後回しになってしまうという現状がございます。

台風時には、台風襲来前に建設業協会に連絡し、通過後の対応態勢を確保してもらっており、即時対応に努めているところでありますが、全ての箇所への対応が一度にできるものではなく、今後はより早く対応ができる工夫を検討してまいりたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。第3連協から要望のありました道路標識の設置についてでございますが、速度制限標識は地域の合意に基づき、県公安委員会が設置するものでございます。議会からお答えいただいておりますように、地域の合意がまとまりましたら、町といたしましても要望活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、女性が活躍しやすい環境の醸成といったことの要望でございますけれども、現在、本庁では第2次高鍋町男女共同参画プラン等に基づいて、社会のあらゆる分野において男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるよう町民と行政の協働による男女共同参画社会の実現を目指しているところでございます。

今後も、広報やお知らせ、出前講座などを積極的に活用し、その啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。次、第5連協の部分の側溝の整備についてでございます。

町道の一部で側溝の未整備のところがあり、生活排水が滞る場所があるということで、側溝の整備や蓋の設置など、町内各所より要望等を受けておるところでございます。

排水路が未整備となっている箇所や、実情に合った側溝になっていない箇所等もかなり見受けられますので、年次的に整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。同じく、第5連協から要望のございましたごみ収集日の再考につきましては、確かに燃やせるごみが月・木収集の地区につきましては祝日になる割合が高いことから、今後、様々な方策について幅広く検討を行っていく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。次、第6連協から出されました所有者のない空き家の問題についてでございますが、空き家の問題につきましては、これまで空き家対策計画や条例の整備を行ってまいりました。空き家の所有者の特定が難しいケースも増加してきているところで、税務課等とも連携し、関係者の特定作業を進めているところでありますが、かなりの時間を要するのが現状でございます。

単に、空き家の管理の施策を展開するだけでなく、空き家バンクをはじめ、空き家にならない施策も必要ではないかと思っておりますので、検討を進めていかなくはならないと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。同じく第6連協からの御要望の私有地の土地の雑草につきましては、あくまでも所有者に対しまして適正な管理をしていただくようお願いすることしかできない状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。同じく第6連協からの地区に入りたがらないアパート住人の取扱いについてでございますが、自治公民館の未加入に関する問題につきましては、現在アパートに居住されていらっしゃる方だけではなく、高齢化等様々な理由による未加入と併せて全ての世帯に当てはまるものと考えております。

高鍋町へ転入される際、町民生活課で地区への加入を依頼するチラシなどを配付しておりますが、地域活動への参加を促す内容となっております。地区に加入いただくためには、

特に災害時などの非常事態において住民間のつながりがいかに重要であるか、全ての方に認識していただくような有効な手段を見つけなければならないと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。同じく第6連協からのごみ出し問題につきましては、ごみ量が負担金に直接関わってまいりますので、今後とも環境広報や出前講座などを通じてごみの減量化に努めるとともに、不法投棄に関する啓発やごみ分別等についても、併せて周知を行ってまいりたいと考えます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。第9連協から出されました道路草刈りの応援体制についてでございます。

高齢化等により草刈りができないとの話を多く聞いております。道路愛護報償金制度の下、地元での管理にも限界があるものと認識しているところでございます。

町道や排水路の維持管理につきまして、道路愛護報償金制度は継続しながらも、町職員による維持管理作業の充実に努めてまいりたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。同じく第9連協から要望のありました県道杉安高鍋線、やまばと保育園付近交差点への信号機設置についてでございますが、信号機の設置は、交通量や交差点の形状、隣接信号機の距離などを考慮して設置が検討されるものでございます。また、信号機の新設には反対する御意見もあることから、周辺住民の総意ではない場合、設置を見送ることもございます。

議会からお答えいただいておりますように、地域の合意がまとまりましたら、町といたしましても要望活動を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今、答弁をいただきましたけれども、ありきたりな答弁と言っても過言ではないかなというふうに思います。

その一番最初の理由が、やはり台風通過後の道路状況についてということ。本当にね、大変なんです。地区の皆さんが出ていって、台風20号のときは特にそうでしたけれども、やはり水が出る、流木がある、そしてごみが流れてくる。そういった状況の中で、じゃあ地区でどういう対応をすればいいのかということの作業が、やはり足りていなかったような気がするんです。

だから、水の出る地域はもう既に分かっているはずですから、そのような地区に関してはしっかりとした後処理を、やっぱり公民館長さんなり、いろんなところに訴えていく必要が逆にあるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。確かに、台風の通過における雨とか風、その台風の通過するときの種類というか被災状況、被災が及ぶ原因、それごとによって箇所もまた変わってまいりますし、そういう部分の随時対応をうまくやって、極力住民の方に御迷惑をかけないような手法で、できるだけ早く、その被災後の道路の開放等がスムーズにいくように検討をしてまいりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 第3連協から出ておりますキャノンの新山地区を横断している道路、町道はキャノン高鍋の通勤路となっていることもありということでありました。そのことから考えて、やはりこれはキャノンへのお願いをしていくべきじゃないかなというふうに私は思うんですけど、どうでしょうか。

先ほど、青木議員からも質問がありました。道路の問題で、通勤路となっていることについて、キャノン側の部分が非常に大きい、そこについてはしっかりと、道路をどこを通っていただくかということも含めて、スピードの問題、いろんな問題をこれは企業側と話し合う必要があると私は考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） できるだけキャノンの幹部の皆さんと地域との連携については、お話しする機会を設けていかねばならないと思って話をしています。コロナ禍の中で、いろいろと難しいところはございますが。ただ、キャノンの幹部の方おっしゃるには、常に担当の職員がいて、地域住民の皆さんに御迷惑をかけているかかけていないか、そこを一番注意しておりますということをお聞きしております。

また、特に私は水谷原地区、あるいはその周辺の地区の方に公民館長聞きますが、私におっしゃるには問題はないということで、この時間からこの時間は混むけれども、それ以外は非常に大丈夫だということで、まだ直接はつきりした苦情を受けるということはございません。

また、先ほども申しましたように、今後ともキャノンの方とは地域との連携について、積極的な情報交換をしていただきたいということをお伝えしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それでは、もう一つ提案があります。

キャノンのほうとお話をさせていただくときに、昔、九州電力が工事の際に九州電力の車ですよということで、許可証みたいのをきちんと配付されて、ライトをつけて工事のときにされたことがあるんです。だから、このようにやっぱり考えたときに、キャノンに通勤されている方については、キャノンからそういう券を発券していただいて、要するにキャノンの車ですと。私はキャノンに通勤してますということが証明されるような、そういったものでしっかりとキャノンのほうにも立ち番などをしていただいて、実態把握を努めていただかないと、何か悪者になってしまうと申し訳ないという部分もあるわけです。一般

通行者のことで、キヤノンに迷惑をかけるといけないということもございますけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。たしかあったかと思いますが、そのような議員からの申出は宮崎キヤノン様のほうにお伝えして、キヤノンの通勤する車、社員の皆さんには、宮崎キヤノンと分かるような表示をしてくださいというふうにお願いをしていこうというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） ぜひ、早い段階で努力をしていただきたいと思います。

それから、先ほど女性の町会議員とか公民館長が少ないということなんですけれども、女性が議員になりたいという人が多くないと困りますし、また自治公民館長になりたいという人がいなければ、無理やりはさせられない部分だと思うんです。

私はこのときをお願いをしたいのは、現在の自治公民館長さんが女性の自治公民館長さん推薦をしていただいて、ぜひ、自分たちがバックアップするから頑張っていただきたいということを、行政事務連絡員会、そして公民館長さんの集まりの中で、ぜひお願いをしていただければと思いますが、私のそのような考え方には御賛同いただけますでしょうか、町長。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 公民館長はもちろんですし、様々な分野で女性の進出、これは周りの人、受け入れる側が共に問題を解決しながら取り組んでいく必要がありますので、議員のおっしゃるとおりに様々なフォローができるような形をつくっていければというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、ごみ収集日の再考について答弁がありました。

確かにということで、お認めになりましたけれども、じゃあどのような方向性をもって話し合いをして、その結論はいつぐらいまでに出るのか。そして、住民への周知をいつぐらいから図れるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。まだ、検討中ではございますけれども、一番考えているのが今、月曜・木曜の燃やせるごみの収集地区と、火曜・金曜の燃やせるごみの収集地区、これを変更することができないだろうかということで今、検討を行っております。

またほかにも、ごみの収集日の曜日の変更等々いろいろ考えているんですけれども、まだ具体的な方策までは決まっていないところでございます。

周知の期間ですけれども、一応、年単位で周知を図ってまいろうかと考えております。以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） できれば早い段階でお願いしたいと思います。

所有者の分からない土地の雑草についてですね、どのようなことを今まで政策的に
きていただいたのか答弁をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。まずは、雑草の苦情等々が近隣の方から
役場のほうに寄せられた場合は、その雑草の繁茂している所有者の方を調べた上で願
いの文書を出させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） その後。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。そのお願いの文書を出させてい
た後に、対象者の方に対応していただくことになっておりますけれども、場合によっては
雑草の処分の方法について問い合わせされてこられる方もおられますので、雑草を刈って
下さる業者等を御紹介するケースもございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 第9連協のほうから出ております、道路草刈りの応援体制につ
いてということで先ほど答弁がありましたけれども、町職員でできるんですか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。今、多分に道路愛護報奨金の活用の中で、
地区の清掃に頼っている部分というのが非常に大きいかと思います。

その中で、町の職員について今度、先ほど言われた課題的に高齢化等によって草刈りも
できない、側溝の蓋上げてわざわざその清掃まではできない、かなり厳しいよという意
見を多分にいただいておりますので、そういう部分については工夫しながら、予算が取れ
れば一番楽なんですけれども、予算というわけにもいかない状態のときには、町職員で対
応するしかない、そのあたりについて、対応の仕方について工夫をして効率的に進めら
れるようにしていきたいということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それはどのようにしていくかということをお答えいただきたい
んです。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。具体的にということですが、
それについては場所場所によって対応していかなくてはいけないと思っておりますので、
検討させていただく時間を頂きたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それでは、高鍋町の未来のためにという御意見がございました。

役場には地区担当者がいますが、その地区担当者が自治公民館長さんのところへ出かけ、その際に高鍋町総合計画を話すのはどうでしょうかとの意見がありましたが、担当者は具体的にそのことが説明できる状況にあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地区担当職員によりまず説明等についてでございますが、現状、現在策定しております高鍋町総合計画につきまして、職員向けの周知などを行っておりますけれども、具体的に講座というような形で地区担当職員が対応できるかという、そのような形にはなっていないと思います。

先ほど、町長の答弁にもございました出前講座のほうを御利用いただくことで、当課のほうから職員がまいりまして総合計画等につきまして御説明させていただき周知に代えさせていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） それをどうにかしてほしいという要望があったんですよ。どうするんです。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現在の当課のほうで所管しておる事業の中では、先ほども申し上げましたとおり出前講座のほうを活用いただければと考えておりますが、その中で総合計画の概要版でございますとか、パンフレットなどを策定いたしまして、地区の担当職員のほうでもある程度対応できるような形を取ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 意見交換会の3ページにあると思うんです。

要望展望、現在各公民館に2名の行政担当職員がおられます。その方がお知らせしたかなべなどを持って行ったときに、ちゃんと説明していただきたいという要望なんです、これに対してはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現在、各公民館につきましては、2名の行政担当者となっておりますが、正確には1名の者が各地区のほうに担当としておるところでございます。

お知らせ等を配布いたします時間帯、その所要時間の中で、計画の細かいところまで御説明するのは難しいかと考えておりますので、地区のほうでお集まりの機会でありますとか、総会の機会など御利用いただければと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ総会のとき対応していただけるんですね。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。先ほどから申し上げましたとおり、地区担当職員につきましては、総会等御要望があればお伺いするような形の制度となっておりますので、地区からの御要請があれば出席することは可能でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 休みであっても、重なっても大丈夫ですね。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

.....

午後3時31分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。開催の時間等もございますとは思いますが、事前に御連絡、お時間等を御指定いただければ調整できる範囲で対応させていただきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村議員。

○11番（中村 末子君） 今まで、私は質問を展開してまいりました。今の答弁でもお分かりになるように、本当に半端な答弁だったと私は思うんです。できることはできる、できないことはできないとはっきり言えるような町政を実現していただきたいと私は思います。

オンデマンドバスについても、本当に免許証を返納された方々、たくさんの方々が要望されております。ぜひ、弱者に対する町長の優しい一言、そして優しい気持ちを予算に反映した形で運営がされますように強く要望をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで、議事の都合上副議長に議長席を交代いたします。

○副議長（後藤 正弘） 議事の都合上、私、副議長が議長席に座らせていただきます。
暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

.....

午後3時45分再開

○副議長（後藤 正弘） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○副議長（後藤 正弘） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則でございます。まず、本日傍聴に来られました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思います。

令和3年10月18日の日本農業新聞によりますと、見出しが、サツマイモ基腐病猛威、かさむ費用、作付半減も。

まず、本題に入る前に、サツマイモ基腐病はどういう病気であるかから話していきたいと思います。

サツマイモ基腐病は、サツマイモ、アサガオなどヒルガオ科の植物に寄生する糸状菌が原因。地表付近の茎が黒や暗褐色に変色し、進行する塊根にも菌が侵食して腐敗する病気です。2018年11月に沖縄県で初めて報告されて以降、宮崎、鹿児島県で被害が拡大し、2020年は福岡、長崎、熊本、関東など、現在までに22都道府県で確認されています。

サツマイモ基腐病が九州の主産地を揺るがしています。宮崎県のJA串間大東で、2021年、管内の8割以上の畑で発生、対策を重ねても収束が見えず、病気が出る前の2017年から作付面積は半減しました。鹿児島県では作付面積の6割で発病を確認、対策費用がかさむ一方で収入は減り、産地存続かの危機に直面しています。長雨が追い打ち、8月に入って被害が急拡大、台風9号とその後の長雨が助長したと見られます。少し見ない間に、考えられないほど葉とつるが枯れたと振り返ります。サツマイモの10アール当たりの平均数量は3トンですが、被害が大きい畑では10アール当たり1トンであり、例年の4割未満に落ち込んでいます。

高鍋町においても、少しずつ発生しているとの情報も入っております。町長も焼酎会社を経営されておりますので、サツマイモ基腐病の発生状況をどのように考えておられるか伺います。

次に、町長は、高鍋町をさらに元気にする10のプロジェクト、必ず達成すべき目標達成計画、決断と実行の中で、有機農業の促進、有機JAS認定機関の設置を本年度中の設立を目指していることではありますが、有機農業の推進についての町長のお考えをお伺いいたします。

壇上より、以上の質問をさせていただき、発言席から、サツマイモ基腐病についての中から、1つ目、高鍋町の発生件数を伺います。

2つ目、県、町、JA等の連携はどのようなになっているのか伺います。

3つ目、今後の対応について伺います。

次に、有機農業の促進についての中から、1つ目、現状の取組状況及び高鍋・木城有機農業推進協議会の事業内容を伺います。

2つ目、高鍋町の目指す位置、目標はあるのか伺います。

以上の質問をさせていただきます。

○副議長（後藤 正弘） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、サツマイモ基腐病の発生状況に対する考えについてでございますが、県内において多くの被害が出ていることは常に担当課からの報告を受けて承知しているところです。

特に昨年度の被害につきましては、サツマイモの産地であります鹿児島県や県南地区の被害が多く出ていることから、焼酎の製造はもとより、サツマイモを原料とする加工産業等に大きな影響を与えたものと考えております。

今年度、本町におきましても、町内圃場におきまして散発的な発生が確認をされております。

全国に広がりを見せるサツマイモ基腐病ですが、まだ完全に防除ができる農薬の開発はできておりません。国の機関等でも研究を行っているところでございますが、早急に対策方法が確立され、事態が収束していくことを願っております。

また、本町と関係機関が一致協力して防疫に努めてまいりますが、生産者におかれましても、各自の圃場管理には十分御注意いただくことをお願いするものでございます。

次に、有機農業の推進についてでございますが、有機農業は化学的合成された肥料や農薬を使用しないことなどを基本とする農業で、農業の自然循環機能を増進させ、環境への負荷を低減させるものであります。国内外でのSDGsの取組や脱炭素といった地球環境保護の高まりを受けた各種の取組が進められていく中、日本の農林水産業においてもこれらの動きに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務であることから、本年5月、農林水産省において、みどりの食料システム戦略が策定されたところでございます。

その戦略の中では、有機農業について、2040年までに、主要な品目について多くの農業者が取り組むことのできる次世代有機技術を確立し、2050年までに、有機農業の取組面積を国内耕作面積全体の25%に拡大することが設定されました。

町の取組といたしましては、平成30年度に有機農業の推進を目的とした高鍋・木城有機農業推進協議会を設立、農業従事者を対象としました講演会や講習会を開催し、有機農業に関する情報の提供を行うなど、有機農業に対する理解の醸成とその推進に努めております。今後も国の策定しました、みどりの食料システム戦略に基づき、国の方針、動向をしっかりと見据えまして、本町の有機農業を推進してまいりたいと考えております。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今町長のほうから、サツマイモ基腐病の発生について十分に認識されていることに対しまして安堵いたしました。本町においても、基腐病の発生拡大がないように関係機関が一致協力していかなければと思っております。

今回サツマイモ基腐病の質問をなぜするかといいますと、唐芋の消費が関東を中心に、食用カンショの消費が相当やっばり伸びております。それから、11月28日の日本農業新聞では、日本産サツマイモ、タイで人気急上昇。日本からタイへのサツマイモの輸出額が近年急速に伸びています。2017年に金額ベースで1億円前後だったタイ向け輸出額は、2020年には約5倍の4億8,300万円まで増えています。今年も9月までに、既に、昨年、通年の輸出額を上回っております。スーパーの店頭では焼き芋が日常的に販売され、常夏のタイで日本産の焼き芋の消費が定着しつつあるとのことなんです。

財務省の貿易統計によると、今年1月から9月のサツマイモ輸出額は全体で14億9,410万円で、このうち、タイでは5億3,340万円、36%。香港では5億7,000万円、38%。シンガポールでは2億5,350万円、17%と、合わせて3か国で全輸出額の91%を占めています。

以上のことから、サツマイモの栽培面積を減少させるわけにはいかないのです。そういうことで、非常にサツマイモの消費が日本も、国外も伸びておるということでございます。そういうことでございます。

それから、次に、有機農業の推進についても、町長がリーダーシップで推進されていることに感謝をいたします。

国も策定しております、みどりの食料システム戦略について、高鍋町の有機農業を伸ばしていきたいと私も思っておりますので、今後、これは時間がかかると思うんですけど、やっていきたいというふうに思います。

次に、高鍋町2020年農林業センサスによりますと、カンショの農家数は44戸で、栽培面積が150ヘクタールで、一応これを簡単に割りますと、1農家が3町4反ぐらいですか、になりますね。それから、産出額が3億2,000万円の現状であります。

高鍋町でのサツマイモ基腐病の発生件数を伺います。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

町内のサツマイモ基腐病の発生状況についてでございます。

令和3年度の状況を申し上げます。現在のところ7つの圃場で確認がされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今課長のほうから答弁を頂きましたが、7圃場ということで、農家数では6戸ですね。それで、これを単純に割りますと13.6%の発生割合になるわけでございます。これが高いか低いかは別としまして、やっぱり十分に注意していかなければいけないというふうに思います。

次に、県、町、JA等の連携はどのようになっているのか伺います。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

関係機関との連携についてでございますけれども、児湯農業改良普及センターが主催いたします児湯地域サツマイモ基腐病対策連絡会議というのが設けられております。こちらに、県をはじめ西都・児湯の自治体関係者、各JAの担当者、それからカンショの取扱事業者などが集まりまして、発生状況などの情報の共有でございますとか、注意事項の確認などを行いまして、感染防除に関する意思統一を図っているところでございます。また、万が一発生した場合の情報連絡体制もこれにより整っておりますので、関係機関一丸とな

っての迅速な対応ができるものというふうに考えているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 13番。現状では高鍋町も基腐病が発生しておりますので、この病気は発生拡大が速いとのことでございます。ですので、関係機関一丸となって、敏速な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、今後の対応について伺います。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。今後の対応についてお答えをさせていただきます。

今後の対応でございますけれども、町内の生産農家の皆様に、国や県の最新の情報をしっかりと発信してまいりたいというふうに考えております。現在国が推奨しております、その基腐病菌を外部から持ち込まない、そして自分の圃場でまた増やさない、そしてその圃場で残さないと、この3つのポイントを実践していただくことが重要であるというふうに考えているところでございます。これは本町のみならず、管内全ての生産農家が蔓延防止のための意識を高めていただきまして、行動していただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今課長から答弁を頂きましたが、この基腐病を発生をさせないためということで今述べていただきましたが、今取扱業者が一番注意していることは、トランスバックで唐芋を入れて業者が運んでおります。そうすると土が、そのトランスバックの中に残るわけです。しかし今年は、これはもう業者さん、特に唐芋を取り扱っている業者、非常にこのトランスバックが立派に清掃されて、農家に供給されて、そしてまた農家が、またそれに入れて出すということで、今年は去年よりか相当このトランスバックの清掃が立派になっておりますので、今課長が言われた、持ち込まない、増やさない、残さないの實踐が、町、JA、カンショの取扱事業者の協力を得て、管内全ての生産農家の蔓延防止の意識向上に努めていただきたいと思います。もちろん、これは関連会社ばかりではなくて、農家の意識もそういうことでやっていかないと、一度これが入ってきますと相当なスピードで広がっていきますので、これはもう、発生しておる地区からの話でございますので間違いないと思います。

それで、私も意見を述べておきたいと思います。これは答弁は求めません。

令和3年9月17日の日本農業新聞によりますと、交換耕作を後押しの見出しで、農林水産省は2022年度予算の概算要求に、九州地方で被害が大きいサツマイモ基腐病の抑制に向けた新事業を盛り込んでいます。サツマイモ基腐病は連作の回避が対策の一つで、被害が出ている畑と未発生の畑を農家間で交換して栽培することを支援。畑の賃貸料や土壌分析に係る費用などを助成するというので予算を計上しております。サツマイモの需要は高まっており、生産量の維持拡大を目指します。

概算要求の注目の事業内容は、2022年度予算概算要求に20億7,600万円を計上しています。新規事業、持続的畑作生産体系確立事業の中で、支援する畜産農家を念頭に飼料作物など他品目を栽培している畑を借り受け、サツマイモを栽培、代わりにサツマイモ基腐病の被害が出ている畑を貸し出し、飼料作物などを栽培してもらう。JAなどが地域で取りまとめ、賃貸料を2分の1以内で補助することで、こうした交換耕作を促しております。今後町としても、JA、町内の農産物取引会社、生産農家に研修会を開催し、生産農家の不安解消に努めてもらって、生産意欲の向上に努めていただきたいと思います。

これ、私も、これ農家に話したんですけど、農家が知らないんですよね。で、JAの担当者に話したら、JAの担当者は知ってるんですよね。ですから、この、こういう来年度の事業がですよ、そういう生産農家は知らない、そういう農協の担当者は知ってるというようなことで、ちょっとまだ認識が浸透してないようでございますので、ひとつ行政等も中に入っていて、リーダーシップを取ってもらって、ひとつこのような施策をお願いしたいというふうに思います。

で、次に、私は、有機農業栽培のメリットは、1つとして慣行栽培に比べて——この慣行栽培というのは普通の慣行のあれじゃないで、肥料やら、そういういろんな今までの栽培の仕方を慣行ということで理解していただきたいと思いますが——慣行栽培に比べて、販売価格は高い一方、肥料、農薬の費用は一切かからないことであると思います。

1つ目に、有機農産物をもっと安く提供したい、2つ目に、有機農業は付加価値をつけて販売できるのが魅力であり、個人レベルでは販路確保や出荷作業が難しいとの指摘もあります。出荷体制や生協等への販路を確保し、収益を安定化させる。有機農業の拡大には、JAや行政による栽培のフォローアップが不可欠だと思います。農法に精通した指導員不足も課題であります。生育状況を見て、収穫をずらしたほうがよいなど具体的に指導できる人材が必要だと思います。3つ目に、新規就農者の関心も高まっていると思います。有機農業希望者の受入れ体制の整備や就農支援のほか、研修会など開催することも必要であると思います。

そこで、高鍋町の現状の取組状況及び高鍋・木城有機農業推進協議会の事業内容をお伺いします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

全国的にも有機農業を志す新規就農者が増えつつあると農業新聞等でも取り上げているところでございます。

現在のところ、本町では県や周辺自治体と同様に、今議員の申されました慣行農業、一般的農業を中心とする新規就農者支援が主でございます。

ただ、農業大学校で行われております、みやざき農業実践塾の受講生の中には、本当は有機農業を取り組みたいと考えていると話す方もおられまして、有機農業を目指す新規就農者の受入れについては、今後考えていかなければならないというふうに考えているとこ

ろでございます。

ただ、農地の確保でございますとか、御指摘のございました指導者の確保といった課題が多くございます。綾町などの先進事例を学びまして、その体制を今後構築していく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、高鍋・木城有機農業推進協議会についてでございますけれども、平成30年度に木城町と連携しまして、現在有機農業に取り組んでおられる農業者の方ですとか、またこれから有機農業を取り組みたいと考えておられる農業者の皆さんの活動を支援しているところでございます。

事業といたしましては、1つ目としまして、地域の有機農業の実態把握と情報の提供、2つ目としまして、有機農業に関する研修会等の開催、3つ目、有機JAS認証取得の支援、4つ目、有機農産物の認知度向上、流通促進に向けた取組、この4つを主な事業といたしまして活動しております。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、研修会、講習会の開催ができない状況が続いております。今後はその状況を見ながら、研修会、講習会を再開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、協議会では、両町で実験圃場を確保しております。土壌分析ですとか、作物の生育調査を行っているところでございます。この実験圃場で得られました知見につきましては、今後この地域で有機農業を展開していく上での参考として農業者の皆さんに提供できるようにデータの集積を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 13番。課長が言われましたとおり、新規就農者が、有機農業を目指す方がおられるということでございます。

指導者の確保が今後課題であると思います。今後、研修会とか講習会とか等を多く開催してもらって、生産者の知識向上を図っていただきたいというふうに思います。

次に、国が進めるみどりの食料システム戦略で、大幅な拡大を目指すとした有機農業が注目を集めております。同戦略は2050年までに有機農業を全耕地の25%に当たる100万ヘクタールに拡大すると掲げています。既に有機農業を実践する農家は、普及の課題として、栽培技術の向上や販路の開拓、就農者の受入先増加などを挙げています。

そこで、高鍋町の目指す位置、目標はあるのかお伺いします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

まず、高鍋町の目指す位置でございますけれども、一般的、その慣行農業ですね、と有機農業のバランスの取れた農業の展開によります高鍋町農業の多様性と個性によるブランド化によりまして、県内において選ばれる生産地を目指していききたいというふうに考えているところでございます。

現在の一般的農業におきましては、既に環境負荷の少ない減農薬の取組が全ての農産物の生産現場において進んでいるところではございますけれども、消費者の意識の変化からまいります有機農産物に対する安全安心の信頼の高まりが、本町における有機農産物の生産によりまして町内農産物全てに対する信頼として表れることで、本町の農産物のブランド化につなげまして、他の地域との差別化を図っていききたいというふうに考えております。このことは、ひいては全ての生産者の所得向上につながっていく取組となるものというふうに考えているところでございます。

それから、目標でございますけれども、農林水産省のみどりの食料システム戦略では、2050年における全農地の25%を有機の面積とする目標を掲げております。

宮崎県の第8次宮崎県農業・農村振興長期計画の中では、2027年における県内の有機農業への取組面積を現在の333ヘクタール、これ、率にしますと0.5%なんですけれども、これを523ヘクタールへと面積を拡大させるための取組が示されておりますところでございます。これを率にしますと、この523ヘクタールというのは全耕地面積の0.8%に当たるということで、差引き0.3%伸ばしていくというものでございます。

しかしながら、今後30年間で、国の目標であります25%という数字を高鍋町で実現するのはなかなか容易なことではございません。実際、現在は11ヘクタールでございますので、それを25%まで持ち上げるということは、365ヘクタールまで有機農業の面積を増やしていくということになります。

高鍋・木城有機農業推進協議会を主軸に、木城町とともに、国、県の考えに沿った、両町の実情に合わせた実現可能面積を算出しまして、多くの生産者の理解を頂戴しながら現在の取組面積であります11ヘクタールの拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、国におきまして、令和4年度から、みどりの食料システム戦略推進交付金というものが創設されるということでございます。その交付金を活用いたしまして、有機農業推進の取組に関する実施計画を作成し、施策を立案するとともに、有機農業とまちづくりをつなげる方策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 正弘） 13番、日高議員。

○13番（日高 正則君） 今課長から、目指す位置、目標を述べてもらいました。

私も課長が言われることに同感であります。それに向かって頑張っていただきたいというふうに思っております。

最後に、私も意見を述べておきたいと思います。答弁は求めません。

日本農業新聞では、消費者アンケートを、有機食品の購入意向調査、対象は20歳から60歳代の男女553人の結果を基に、有機市場の拡大に向けた事例が紹介されております。

有機農業の拡大を進めるのには、5項目のキーワードがあると思います。

まず、1つ目は価格です。スーパーの扱いが鍵。

調査で有機食品の購入機会が増える条件を尋ねますと、慣行並みの手頃な価格と回答する人が6割に上り、最多。慣行農産物との価格差がどれくらいなら有機農産物を買いたいかという問いには、慣行と同じ価格が42%、次いで、一、二割高が41%であり、一定の価格差であれば有機農産物を購入したいと考える人が4割に上ります。実際の有機食品の購入先として、スーパー、46%を選んだ回答者が最も多かったわけです。

2つ目は信頼獲得です。根強い国産ニーズ。

有機農産物を選ぶ基準を尋ねたところ、国産、56%、信頼できる原産国・産地、31%が上位に入っています。コープ自然派事業連合は、カタログで扱う商品全てに産地のほか、有機JAS、無農薬、少農薬などと農薬や化学肥料の使用をどれだけ抑えているかを明記する、情報公開して選んでもらう、これが組合員の信頼につながっています。

3つ目は消費機会、有機農産物の接点づくり。

消費者の有機食品利用頻度は、ほとんど食べないが65%で最も多く、月1回と合わせ8割が有機食品を食べる習慣がないことが分かっています。今後有機食品市場の拡大に向けて、そういった人たちへの働きかけが鍵となると思います。

4つ目は供給力、地域一丸産地づくり。

有機食品の利用頻度が月1回以下だった人に、なぜ有機だけではなく慣行を選ぶのかを聞きました。トップは、慣行は欲しい品目はスーパーにそろっている、39%で、4位には、有機は近くのスーパーに売っていない、24%であります。

有機の拡大には、消費者が日常的に利用する食品小売での扱いが鍵となるが、それには生産者側の供給力もセットで求められると思います。

5つ目は理解醸成、付加価値の説明を。

有機食品の振興には、消費者の環境に優しい農業への理解が欠かせません。流通業者も価格訴求に頼らざるを得ず、本来の有機農産物が持つ付加価値の提案が不十分であります。有機食品の普及には、生産された背景や生産者のこだわりなどを売場で伝えることを重きを置く必要があると思います。有機農産物がどこまで消費者に身近なものとなるか、業界の注目が集まっています。

私は有機農業の質問をするに当たり、町内の有機農業を実際に行っている法人、また、今後有機農業を目指している農家に伺い、対話を重ねてまいりました。その中で、有機農業をされている法人では、土地の集約がしたいということであります。したがって、行政等の力を貸してほしいという意見が出されたわけです。土地の集約ですね。そういうのがしたいので行政等の力を貸してほしいということを述べておられました。

また、目指している農家からは、1戸では駄目だから何戸か集まっての法人化を図らなければいけないと思うので、行政等の協力を願いたいとの意見が出されたわけです。

で、高鍋町をちょっと回ってみましたけど、今この有機農業を実際にされている農家と、今後取り組みをされているという、非常に、まあ、こう差があるわけですね。今有機農業

の取組の差がですね。そういったところでありますので、今から徐々に、急にはいきませんが、ひとつ行政と関係機関併せて、そういう思いをされておる農家に対しまして御指導を願いたいと思います。

それから、11月22日に、高鍋町役場において、高鍋・木城有機農業推進協議会とオーガニック（有機農産物）の普及・拡大などに取り組む一般社団法人フードトラストプロジェクト（東京都）で包括連携協定が結ばれ、両者は有機農業に関する計画策定や人材育成、販路開拓で協力する協定調印式が行われました。

私は今後有機農業の取組が令和4年度以降前進していくものと考えますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、13番、日高正則、一般質問を終わります。

○副議長（後藤 正弘） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

消毒のため、暫時休憩をいたします。

午後4時23分休憩

.....

午後4時26分再開

○副議長（後藤 正弘） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第1. 一般質問

○副議長（後藤 正弘） 次に、2番、永友良和議員の質問を許します。

○2番（永友 良和君） 冬の夕暮れ物寂しい時間帯になってまいりましたが、本当傍聴席の皆さん、遅くまでお付き合い頂きまして本当にありがとうございます。私の後にまだもう一人正建議員も控えておられますので、明るく元気にスピーディーに進めていきたいと思いをします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスおきましては、ワクチン接種の影響か全国的に落ち着いてきていますが、これまでに本町でもコロナ禍の中で飲食業の方々やその関係業者の方々が大変な思いをされてきていることは十分把握しておりますし、理解もしております。

一方、農業経営者の方々はどうでしょう。相次ぐ緊急事態宣言でお店が閉まったり、時短営業などの影響で需要が伸びずに苦しい思いをされています。

そのような中で、原油価格の高騰により、ガソリンはもとより重油、灯油だけでなく、関係する肥料やビニール等農業用の資材が大きく値上がりしています。

例えば、露地野菜、白菜、キャベツ農家の例に挙げますと、昨年の11月中旬から今年の5月いっぱいまでの価格がコロナの影響により物すごく低迷をしております。110円の段ボール箱にキャベツ8玉入れて市場買取200円から300円ですずっと低迷をしてまいりました。

そういう中で、肥料やマルチ、ポリ、生分解マルチの値上がりで農家の皆様も大打撃を受けております。

このような状況を町長はどう捉え、どのような考えを持っておられるのか伺います。

そこで1件目は、農業経営者に対する支援や補助対策について伺います。

①の国や県の支援及び補助事業は。

②町としての支援及び補助事業についての(1)から(6)は、発言者席にて行います。

2件目は、東光寺・鬼ヶ久保線について伺います。

①の現在の工事の進捗状況から③まで及び詳細につきましては、発言者席にて行います。

○副議長(後藤 正弘) 町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。お答えいたします。

コロナウイルスの影響により農産物の需要に影響が出たことにつきましては、本町のみならず全国の農業者も同じ問題を抱え、大変苦慮されていることと存じます。また、原油価格の高騰による農業資材等の値上げにつきましても、各農家の経営に大きな負担となっているものと判断しております。

大きなところでは、国において石油の国家備蓄の放出という対応策が取られますが、農業に関しましては農林水産省において2021年度補正予算を編成する中で、飼料や肥料の高騰対策を講じるとの新聞報道がなされているところです。今後、しっかりと情報収集を行いながら、国や県が新たな対策を講じる場合には生産者の皆様へ迅速な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、自治体にも負担を求められる支援策が創設された場合には、財政状況を勘案しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(後藤 正弘) 2番、永友議員。

○2番(永友 良和君) 2番。今、町長の答弁を聞きましたが、国や県からの自治体にも求められた場合は、積極的に財政状況に合わせてという答弁を頂きました。大変力強い答弁だったと思っております。

そこで、いろんな補助事業というのはいっぱいたくさんあって、私もまだ勉強不足で分からない点がたくさんありますので、ここからは担当課長に聞きたいと思っております。

まず①ですけど、農業経営者に対しての国とか県の支援または補助事業、どのようなものがあるのか伺います。代表的なものでいいです。

○副議長(後藤 正弘) 農業政策課長。

○農業政策課長(渡部 忠士君) 農業政策課長。お答えをさせていただきます。

国、県ともに農業経営者の所得安定のための様々な支援、補助事業を設けているところでございます。幾つか例をとということでございますので、まず代表的なところをお答えをさせていただきます。

まず、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策と呼ばれるものですね。ナラシ対策と通常呼ばれております。次に、畑作物の直接支払交付金、これもまた通称ゲタ対策と呼ばれているものでございます。それから、指

定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、また、最近の新しいところでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援策といたしまして、昨年度につきましては高収益作物次期作支援交付金などがございまして、こちらにつきましては多くの生産者の方が対象となったところでございます。

県におきましては、みやざき特産野菜価格安定対策事業、野菜産地経営安定強化支援事業などがございます。

さらに、各種の農業制度資金が設けられておりまして、国、県を挙げまして、各種の事業、交付金、制度資金によりまして、農家経営の安定を図っているというところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、課長からいろいろ説明を頂きましたが、その中で国が対策をしております収入保険というのも入ってきているというふうに思うんですが、この収入保険については今町内では加入率は大体何%ぐらいになってるんでしょうか。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

町内の加入件数というお尋ねでございます。まず町内の農業者さんがどれくらい経営者おられるかというところがまず分母の部分でございます。これ、2020年の農林業センサスの数字に基づきますものでございますけれども、町内の農業経営体は289経営体があるということで、こちらが分母になります。2020年度ということですので、令和2年の収入保険の加入者の数でございまして、新規・継続を合わせまして34件ということでございますので、率にいたしますと11.76%にとどまっているというところでございます。

ちなみに、令和3年度の数字が出ておりまして、こちらにつきましては個人・法人合わせまして58件ということでございますので、先ほどの289を分母としまして割りますと20.07%までは上昇しているというところが現状でございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、課長から聞いて、私もちょっと驚きました。意外と少ないなと。私も収入保険に入っておるんですが、近所の同じ白菜、キャベツ作ってる農家の友達とか、そういう人たちに勧めてきたわけですが、私も。ところが、これやっぱり入る時期が大変難しいということで、多分加入率が減ってるんだろうなと思うんですね。例えば4年間の、例えば今年入ろうと思ったら、令和2年、去年からあと4年遡った収入の売上高の平均を出すわけですよ、向こうが。それが価格が低迷してた、4年間。そしてその金額しか出ないわけですね。例えば、4年間の平均が2,000万円だったとする。今までは、高いときは3,000万円以上を売上げがあった農家に対しては2,000万円という平均は、次の年じゃあ入って、その次の年が価格が高くなったという、2,000万円を超えた場合は出ない。出にくいんですね、この収入保険というのは。そ

れでまた、それから1,000万円に売上げが落ちれば収入保険から保険が下りるわけですが、1,000万円これが落ちたら、農家自体もうやっていけないわけですよ。だからそういうところもあって、この加入率がまだ少ないんじゃないかなと判断しておりますが、その辺は追ってまた様子を見ながら私も勧めて、ぜひこれは勧めていきたいいい保険ですので、やっていきたいと考えております。

じゃあ次に、町としての支援あるいは補助はどのようなものがあるのか伺います。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

町としての支援ということでございます。こちら、農業経営全般をカバーできるような町独自の支援策、補助事業というのはございません。しかしながら、お茶の生産者向けの薬剤補助でございますとか、生分解性マルチ導入に関する補助、大家畜導入のための貸付けといったような、個々の生産分野に向けての補助事業を設けまして、関係生産者の支援を行っているところでございます。

また、農業経営の規模拡大でございますとか、経営安定を目指す生産者の方に対します制度資金導入の相談でございますとか、手続等の支援のほうは随時行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今課長の説明にもありましたが、生分解マルチに対する補助、本年度も400万円の予算を組んでいただいております。これは町単独ということで、ほかの町にはない、本当にありがたい補助だろうと思っております。そのほかにも新規就農者に100万円とかいう補助も大変ありがたいという声を聞いております。

そこで、（1）なんですけど、ビニール、ポリあるいはマルチ、あと肥料ですね。肥料につきましては7月に値上がりしました。今年の。今月もう1回値上がりするという話を聞いております。そういうこともあって、その値上がりに対する何か対策は考えておられないか伺いいたします。これちょっと難しいかもしれませんが、なかったらないで結構です。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

原油価格の高騰によりまして、農業用資材等が値上がりしていることは十分承知をしております。町といたしましては、町長も先ほどお答えをさせていただきましたけれども、国の対策として行われます石油元売業者への補助や国家備蓄の放出による価格変動の状況を見ながら、国、県が今後打ち出してくるであろう事業におきまして自治体負担が求められることがございましたら、町としましても財政当局と協議をいたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。特に肥料に関しては、三要素入った肥料は特に値段が上がる予定だそうです。窒素、リン酸、カリ、三要素ですね。これが値段がまた12月に上がるというふうに聞いております。

それでちょっと次に行きますが、ハウス農家の方——私はハウスじゃありませんからあまり詳しくなかったんですけど、大変いい勉強になりました。今から先、寒くなってくると重油を、ピーマンにしてもキュウリにしてもミニトマトにしてもズッキーニにしても重油をたかれます。この重油が現在例えば107円から109円だというふうに聞いております。ということは、もう普段より30円近く今値上がりしております。これガソリンも一緒ですけど、そういうことについての何とか対策というのは考えられないのか伺いたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。重油対策というお尋ねでございます。

国におきまして、こちらのほうは対策ございまして、名称を施設園芸等燃油価格高騰対策、燃油セーフティネットと呼ばれる事業がございまして、今回もA重油価格等の継続的な上昇を受けまして、令和3年の10月でございますけれども2次公募が行われまして、去る11月には3次公募が決定したところでございます。こちらにつきましては、町単独の事業ではございませんので、国の事業ということでございますので、施設園芸に係るものにつきましては児湯農協さんのほうで取りまとめを行って事務手続を行っているところでございます。系統外の施設園芸農家の公募の周知などにつきましては、私ども役場のほうで行っておりまして、手続のほうはまた農協のほうに行っていただくという形を取っているものでございます。

以上でございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 今、重油のセーフティネットに関しては農協のほうでということですが、これに加入されている方々の件数がもし分かればお願いいたします。分からなければ結構ですけど。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

件数のお尋ねでございます。先ほど11月に3次公募が決定したということでございましたけれども、その3次公募までで、施設園芸農家さんが何件手を挙げられたかということでございます。34戸の農家さんが応募されたということでございます。こちらにつきまして、それとプラスしてお茶農家さん、お茶農家さんも手を挙げておられまして、こちら令和3年度、2戸の農家さんが手を挙げられたということでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） これは件数的には多いほうなんですか、町全体からすると。どうなんですか。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 多いか少ないかというところでございますけれども、高鍋町内の施設園芸農家さんが戸数が、農済の施設共済加入者あたりから数字を拾ってまいったんですけれども、120戸というふうにされております。120戸の施設園芸農家さんのうち34戸でございますので、それほど多いとは言えないのかなというふうに考えております。お茶農家につきましては、町内は14戸のお茶農家さんございますけれども、うち2戸ということでございますので、こちらのほうも少ないなど。と申しますのも、農家さんに以前ちょっとお話を伺ったときにこの件でお話を伺いますと、皆さん正直油断をされていたということで、掛金がございますので、もちろん国からの助成もございますけれども、手出しもございますので、この辺りがあって長年この重油の高騰とかそういったことがなかったものですから、以前入られていた方も途中でやめたとかいう方も結構おられるということを伺っております。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） やっぱりこれも今課長が答弁したとおり、一対一と国の政策で言われている、私も農水省の担当に直接電話してここを説明してくれと言ったら、丁寧に説明してもらって内容がよく分かったんですけど、国では一対一と言っておられます。というのは、今言ったように積立てをして、お互い、例えば農家がハウスの面積と使う重油の量によって、例えばA農家は50万円、B農家は80万円、C農家は規模が大きいので100万円積み立てます。同じ金額を国も積み立てるわけです。200万円になるわけですね。そこから今年の基準が、これ毎年切替えということで余ったら戻ってくるそうなんですけど、今年の基準金額が83.1円です。重油価格が。それを上回っております、もう今は。109円だとしたときには、これは多分急騰特例というのがあるそうなんです。急に価格が急騰したときの特例として、普通であれば10円ぐらいの価格高騰であれば70%の補填が出ると。お互いの農家の積立てと国の積立てから差額83.1円を超えた90円としたら、7円ぐらいの差額になりますから、その分の70%が出ますと。でも今はもう109円ですよ。ということはもう大変高くなっているということでこの急騰特例に値する。急騰特例の場合は100%出ますよという説明を私は受けましたが、その辺は国が言うことですから正しいだろうと思っておりますが、今そういう状態を園芸農家、ハウス農家の人たちも迎えておりますし、私たち露地農家もこれから先白菜の苗をするのに灯油を使う農家が多いんです。灯油に関してはそういうのが多分ないと思うんですよ。だからそこ辺でまた苦しい状況に置かれるのかなというふうに思っておりますが。

それと、今度経済連がテレビでも放送されましたが、宮崎県経済連が今7億円の予算を組んでくれております。この中身についてはまだ詳しく分かっておりません。この前組合長にちょっと聞いたところ、2億5,000万円と4億5,000万円、これをどう振り分けるか。合計7億円ですね。その中に、そういう肥料とか、マルチあるいはそういう農業資材に対する補助を出してくれるとこれはありがたいかなというふうに私は思っております。

ころですが、まだ詳しいことは、今朝も聞きましたがまだ分かってないということがありましたので、また町長のほうにもこれお伝えしときたいなと思っております。

それでは、次の（４）なのですが、先ほど課長が答弁した生分解マルチの補助のことなんですが、環境保全型農業育成支援事業補助金、これ町単ですね。６月補正で４００万円組んでいただいております。これについて、ちょうどいいタイミングで課のほうでアンケートを取ってもらってございました。うちにもアンケート調査が来ておりましたので中身については分かっておりますが、回答については分かっておりませんので、幾つかちょっとお尋ねしたいと思います。まず、何軒に調査票を配付し、何軒回答があったのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。対象と致しました農家数でございますけれども、５４戸の農家さんに調査を依頼いたしまして、御回答頂きました農家さんの戸数は３７戸でございました。

○副議長（後藤 正弘） ２番、永友議員。

○２番（永友 良和君） はい、分かりました。

それでは、この生分解マルチに変更してのメリットについての回答は、どのようなものがあつたのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。代表的なものをお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、まずは労働力の削減でございます。そして、次の作付までの時間短縮につながるという回答を多く頂いているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） ２番、永友議員。

○２番（永友 良和君） それでは次ですけど、これがもう今現在１本が大体７，０００円ぐらいしてました。１本がですね。これが今もう価格高騰で１万円近くまで値上がりしてます。１本がですね。１反に３本使います、大体。１０アールに３本使うってことは３万円ぐらいかかるわけですね、この生分解マルチは。でも大変、大変いいものです。環境にも優しいし。これＳＤＧｓにもつながるんじゃないかなと私は思っております。畑にしっかり溶け込みます。ですから、普通の今までのポリマルチだったら処分する費用が要りますし、処分するときに出る二酸化炭素、このこともありますので、多分国も数年後にはこのポリマルチ等は廃止の方向にいくんじゃないかなと私は思っております。だから、この生分解マルチに関しては大変これから先も重要になるんじゃないかなと思っておりますが、値上がりしても今後使用する予定があるのかという質問がありましたが、これに対する回答はどのようなものがあつたのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答え頂きました多くの方が、金額が上

がっても使用を継続したいという回答を頂いているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 永友議員、いいですか。ここで本日の会議時間についてですが、会議規則第9条第2項に基づき、本日の会議時間を延長いたします。

2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。

それでは、そのアンケートの中で私が一番聞きたかったことは、最後の7項目めだったと思いますが、この補助事業に——これ町の補助事業ですよ、本当ありがたいんです——対しての町への要望等はどのような回答があったのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。要望について一番多かったものは何かというお尋ねでございますけれども、2つございまして、この補助の継続と、また補助率を上げてほしいという要望が一番多くございました。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。そのような結果が出てたということを聞きました。これ本当皆さん、農家の方、本当頼りにしているものですので、そういう結果が出るんじゃないかなとは私も思っていました、この結果を受けて、今後この補助事業についてどう考えておられるのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。担当課としての考えでございます。

環境問題の観点から、生分解マルチの使用は廃プラスチックの排出抑制につながりまして、地球に優しい農産物の生産が行えることや、農業従事者の高齢化が進みまして生分解性マルチの使用による作業の省力化が強く求められていくことから、その使用は非常に有効であると考えておりますので、今後も継続して予算要求を行いたいというふうに考えているところでございます。

ただその一方で、恒久的な補助金というものはなかなかございませんので、どのような状況に至った場合にこの事業を終了とするかにつきましては、国、県の新規補助事業の創設や普及状況を見ながら今後考えていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。これは本当に、これに代わって町が負担をしなくてもいいようになるのが本当は一番いいと。今度は国が出してくれる。そういうふうになるのが一番だと私も思いますけど、アンケートの、ちょっと1項目先に戻りますが、6項目にありましたが、分解マルチの購入先はという問いがあったと思いますが、これに対する回答は、購入先に対する回答はどのようなものがあったのでしょうか。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。6項目めへの生分解性マルチの購入先は

という問いをさせていただいておりましたんですけども、最も多い回答といたしましては、金額が低い業者のところで購入するというものでございました。

○副議長（後藤 正弘） 2 番、永友議員。

○2 番（永友 良和君） 本当にこれ値上がりする前にいろんな業者さんから電話が来まして、今のうちですよと、上がる前ですよということで、皆さんそれぞれ自分の知っている業者から購入されていたようです。ですから、多分 J A さんには悪いんですけど、農協から購入する人が大変少なかったという状態です。そこで提案なんですけど、J A さんとも今後連携してもらって、来年に向けて、再来年に向けてでもいいです。この生分解マルチを使用したい、農協からでもいいという人がいれば一堂に集まってもらって、町が音頭を取って、そしてメーカーさんを決めて、そっから例えば 20 人集まって 1 人が 50 本取っても、もう 1,000 本ぐらいになるわけですよ。メーカーさん 1,000 本まとめて取ってくれば値段を下げてくれる可能性が私は大だと思います。だからそういうことも考えていけばいいんじゃないかなと。例えばそこにこの 400 万円の補助もありがたいんですがそれをなくして、例えばそこにメーカーさんに半分の 200 万円を補助してやる。そうすると 1 本が 2,000 円下がるわけです。メーカーさんが 1,000 円下げてくれて補助金が 200 万円あると、3,000 円下がれば、もうこれでもう本当言うと町のほうの補助も要らないかなという気もするんですが、その辺も、これ提案です。ぜひ町長、また組合長なんかと相談されて、私ちょくちょく会うたび言ってるんですけど、そういうことも視野に入れて今後進めていってもらえばなと思っております。

これも一つのまた、これ最後情報なんですけど、先ほど日高議員も言われてました。課長の答弁にも何回も出てきましたが、先月 26 日に 2021 年度の補正予算が閣議決定されております。その中で、先ほど出てきていましたみどりの食料システム戦略対策事業に 25 億円の予算が組み込まれております。これ農業新聞にも出ておりましたが、その中で環境負荷軽減に取り組むモデル地域づくりと。これ先ほど有機農業との関係もあります。その中に、生分解マルチに関する予算も組み込まれる可能性はあるという、これも農林水産省の担当課に別に電話して聞いたら、そういう可能性もありますと。その代わり、有機農業を实践して、しかも分解マルチを使ってみて、使わないところとの比較、国がすることですからいっぱい多分書類を提出しなくちゃいけないんだろうなと私は察しますが、そういうことも国の担当課に聞いたらそういう答弁が返ってまいりました。ですから、また詳しい情報が農業政策課にももし来れば素早く教えていただけると、詳しい状況を、ありがたいなというふうに思っております。

それと、最後の 6 項目めなんですけど、昨年 12 月に私に質問いたしました台風 10 号——町長覚えておられるでしょうか——の被害にお茶農家も塩害がありましたけど、一番被害が多かったのがキャベツを植えたばかりで、本当に植えたばかりでしたので塩害でもう全く枯れて何一つなくなったという話をしました。あのときに私 18 軒です。9.2 ヘクタール、軒数で言うと。名前も全部まだここに私持っておりますが、担当課長とか、たし

か町長にもあのときにやったのかなと思っておりませんが、あれから1年たちました、ちょうど。一年たちました。本当に財政的に苦しい状況というのは重々分っておりますが、今私あんとにかかった金額の半分、18軒分9.2ヘクタール、184万円計算して提案しました。支援はしてもらえないかなということをしたが、1年たった今、もう一回これは、ぜひ私せつかくこれ電話して調べたので、農家の人たちから「あれは出らんとかえ」というふうな言葉も聞きますが、「もうちょっと待ちよ」と。「もしかしたら出るかもしれんけど、財政的に苦しいから」という返答を今私はしておりますが、もし1万円でもいいです、これはもう。ちょっと一歩引いて1万円と、たたき売りじゃありませんけど、1万円としたときに92万円ですかね。92万円、9.2ヘクタールですから、ちょうど。そういう支援も、飲食店業者の方にはコロナ禍の中で補助、町としてもやってもらいました。本当に農家もコロナ禍の中、苦しい中で、あのときの1万円でも戻ってくればという願いを持っておられると思います。今からでも遅くはありませんし、来年、再来年でも遅くはありません。何とか余裕ができたときにでも、支援していただけるとありがたいなと思っております。ここはもう答弁は求めません。私の願いも込めております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2項目めの東光寺・鬼ヶ久保線について質問をさせていただきます。

委員会審査で以前に訪ねた際に、これ前課長の答弁でしたが、この鬼ヶ久保線については平成35年頃に、ということは令和5年ですから来年、再来年か、には完成するよという予想をされましたが、その後土地の買収あるいは遺跡が出てきましたので、遺跡の発掘等で工事が遅れているとは考えておりますが、現時点での工事の進捗状況は完成を10としたときにどれくらい進んでいるのかお伺ひいたします。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

東光寺・鬼ヶ久保線につきましては、平成24年から社会資本総合整備交付金事業で着手しております。進捗状況につきましては、事業費ベースで令和2年度までで測量設計67%、用地補償費のほうは53%、工事費25%となっております。現在全体で、令和2年度末で30%から40%近くになっているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） この社会資本整備総合交付金事業の補助金ですけど、令和2年度は工事負担請負費が2,865万円であったと思っておりますが、この交付金が年間、これからどれくらいずつ大体確保できるのか、もし分かればお伺ひいたします。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。令和2年度の工事費につきました2,865万円なんですけども、用地補償費・測量費が別にございます。合わせますと5,665万円の事業費でございました。令和3年度の予算額につきましては、約7,000万円でございますので、今後も年7,000万円程度の事業費で事業進捗を図っていきたいと考えて

いるところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 今7,000万円という答弁でありました。その中にはもう土地買収とか、それもまだ含まれるのでしょうか。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。そのとおりでございます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。そうすると、次の完成予定がどれくらいになるかは大体検討がつきそうなんですけど、完成予定、また完成した場合のメリットというのは考えられるのか、お伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。現在の社会資本整備総合交付金の事業計画におきましては令和8年度を完成予定としているところでございますけども、令和8年度に完成するためには毎年の事業費、先ほど申しました7,000万円をもっとベースアップ、基本的にアップする必要があるございます。国の補助金が要望どおりつくとは限りませんので、数年は完成が延びるものと考えているところでございます。

また、東光寺・鬼ヶ久保線が完成した後のメリットについてでございますが、坂本坂は大雨や台風のたびに通行止めになりますけども、完成後は通行止めの心配がなくなることで、歩道を設置するとともに一定の道路幅員が確保されますので、道路利用者の安全が確保されます。また、津波発生時の避難路としての利用もできることがメリットであると考えております。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 今、メリットの中に坂本坂への心配がなくなるという答弁がありました。そこでこの坂本坂ですが、坂本坂への対応について、今年も大雨によって補修工事が必要になっておりましたが、これまでに課長が覚えておるところで結構なんですけど、何回補修をしなくちゃいけなくて、これまでににかかった町持ち出しの工事金額がもし分かればお答え願います。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。最近、私の記憶の範囲で補修をしたという回数ですけども、維持管理も含めて、災害後、災害でなくてもかなりの枝葉等が坂道に広がりまして通行規制をかけておりますので、ほぼ毎年実施しているところでございます。ただ、坂本坂の災害復旧に関係しました測量設計も含めた費用につきましては、平成20年度から令和2年度までで約1億7,000万円の事業費で、補助額が約9,000万円、町の単独費が8,000万円という形になっております。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） よく分かりました。ですからやっぱり地域の方々も、あそこは金

食い坂、金食い坂とよく聞くんですよ。だからいつも聞かれるのは、鬼ヶ久保線がいつできるのかという質問を私もよく受けて、なかなかちょっと国の補助金で、交付金でやるから、もうちょっと待ってくれというふうにお答えしておりますが、できれば、できるだけ国の補助も交付金がいっぱいアップしてもらえて、早めにあることを望んでおります。

そこで最後、最後というか、坂本坂について地元の方々と関係地区、話合いをこれまでにされたことがあるのか、またその反応はどうだったか、もしそういう話をされたことがあれば、地区住民の方々の反応はどうだったのかお伺いいたします。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。東光寺・鬼ヶ久保線の計画をした際に地元説明会を2回、平成24年と平成25年に開催をしております。その反応につきまして、私のほうは直接説明会のほうには出席しておりませんので、状況で聞いてるところですけども、坂本坂のバイパスについては理解を頂いてるんですが、数名の方というか、上のほうの路線について若干異議を申された方がおられるということで、現在もまだその対応には今後対応していかなくてはいけないという状況であるという話を聞いております。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） じゃあ最後になりますが、今課長の答弁にもありましたが、今後やっぱり東光寺・鬼ヶ久保線との関係も、絡みもあると思いますが、今後も地元の方々と坂本坂については意見交換会を十分に行って、東光寺・鬼ヶ久保線が完成した場合のその後は、もし災害が起こった場合はどうするのか、ここははっきりしておいたほうが私はいいんじゃないかなと思っておりますが、町長どうでしょうか。

○副議長（後藤 正弘） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今いろいろ御意見を賜りながら、地元の方々とやはりビジョンを共有したいということと、出来上がった青写真というのは意外と行政ありませんので、このような道路ができて今後このような使い方をすることとをやはり共有できるような意見交換、あるいはできるだけ出来上がった状態の青写真あるいは図、絵でもいいですから描いて、皆さん方にお配りする、あるいはそれを通して御意見を賜る。もう絶対必要だと考えます。

○副議長（後藤 正弘） 2番、永友議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今日、町長、急に振ってびっくりしたと思います。すいませんでした。今後も坂本坂については、やっぱりそういう意見交換を十分積み重ねて、地区の人たちが納得いくような方向性で進めていってほしいなと思っております。この東光寺・鬼ヶ久保線が一日も早く完了する、完成することを願いながら、2番、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（後藤 正弘） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。

午後 5 時10分休憩

午後 5 時20分再開

○副議長（後藤 正弘） 再開いたします。

日程第 1. 一般質問

○副議長（後藤 正弘） 次に、8 番、黒木正建議員の質問を許します。

○8 番（黒木 正建君） 一人もおりゃらなんですね。

それでは、通告に従いまして、私は5 項目について質問いたします。

登壇しての質問といたしまして、高鍋駅舎について、この件は駅舎を活用してのまちづくりをどのようにするかということでありまして、要旨として、駅舎及び駅の施設並びに周辺の整備事業について伺います。

特に要望の多いのはエレベーターの設置であります。設置要件となります乗降者が1 日 3, 0 0 0 人を超えるということですが、高鍋の現状は令和元年 1, 5 7 8 名、令和 2 年 1, 3 5 8 名と程遠い状況であります。今後、高齢者も多くなり、また免許返納者も増えて公共機関を利用される方も増えてくると思いますが、今後の対応について伺います。

なお、2 項目めの下永谷防潮林（松）の病虫害駆除について、3 項目めの宮田川の河川浄化について、4 項目めの道路の①、②について、5 項目めの空き家の状況についての①、②については、発言者席から伺います。

○副議長（後藤 正弘） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

高鍋駅舎の改修工事についてでございますが、今回の工事は高鍋駅舎本体の改修であり、跨線橋へのエレベーター設置は含んでおりません。また、エレベーターの設置につきましては、J R 九州からは自治体単独での費用負担による場合でも、駅施設は J R 施設であることから、維持管理等 J R のルールとして難しい。また、現状の高鍋駅のホームではエレベーター設置に必要十分なスペースが取れないことから、抜本的な線路の使用方法についても考えなければならず、技術的にも困難との回答を頂いております。

なお、技術的課題が解決できたとしても、改修をする場合には 1 億円以上の概算工事費が見込まれるとのことでございますので、J R や国、県とも協力しつつ、可能な限り本町の負担軽減を図った形でのバリアフリー化を目的に、毎年県と沿線自治体で構成する宮崎県鉄道整備促進期成同盟会の J R 九州への要望において、エレベーター設置などを含むバリアフリー化の要望を行っているところでございます。

また、補助事業を活用するに当たっては、1 日の乗降客数も事業採択に必要な基準の一つであることから、さらに J R 利用客の増加を図っていく必要があると考えております。

○副議長（後藤 正弘） 8 番、黒木正建議員。

○8 番（黒木 正建君） 只今町長のほうから説明があったんですけど、高鍋駅に正直言っ

てしょっちゅう行ってるんですけど、やはり高齢者の方が多くて、階段の横の手すりがあるんですけど、そこを右手で握って、荷物持ってる人は左手で持ちます。そしたら不安定というか非常に階段登るのに苦勞されてる方がいっぱいいるんですよ。階段も途中17段あるんですけど、途中で平らなところ、それからまた16段あるんですけど、やっぱり階段登るとか体鍛えるにはもってこいの場所なんですけど、高齢者にとっちゃもう非常に苦痛で、やはり高齢者の方の中には、右手で高齢者の方が手すり、左手は付き添いの人握って、荷物はまたその人が左手で持っていくと、そういう状況で、正直言って周りのそういう設備とか中の施設関係というよりも、いろんな声が上がるのはやはりエレベーター何とかならんとかちゅうようなことで、先ほど町長が言われましたように、スペース的な問題とかいろいろあると思うんですけども、町長は町長なりにそういう、先ほど言われましたように、そういう機関を通じていろいろエレベーターの設置についてやっておられるという情報は聞いております。非常に努力はしておられるんですけど、非常に厳しいかなと思ってんですけど、やはりこれからまた10年、20年先を考えると、やはりそこ辺は金の問題以上に地域住民の方とか、利用される方にとっては非常に大きな問題じゃないかなと思うんですよ。厳しい問題かしれませんが、また全力を尽くしてやってくださいちゅうしか言いようないのかなと思って。いろいろと情報等は入ってくるんですけど、特に特急なんかも34本ぐらいですかね、上下あるし、そんなくらい入ってるし、非常にそういう工事も厳しいというようなことで、金額的にも相当かかりますよね。ちょっと桁違いの億単位の金が必要なようでありますし。厳しいですけど、この駅舎の件については、町長の全力投球でやっていただきたいなと思いますので、その点はひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、発言者席からの質問について、移りたいと思います。

下永谷の防潮林（松）の病虫害駆除についてでございますが、現状をちょっと申し上げますと、松がもうほとんど真っ赤になって枯れ松のような状況です。そこを通過してみたんですけど、広いところはそんなないんですが、松が接触するぐらいのところ通ってその松林通ってみてたら、ここに書いてあります1.5から2センチぐらいの毛虫、これが自分の体に30はくだらんくらい、ばあ一ついてました。帽子やらもかぶって落とすけどなかなか落ちないですね。やっぱもう脱いで落としたりして。そのとき砂浜から波が来るところまで七十、八十メートルぐらいあるんですけど、その砂浜はもう毛虫だらけですよ。もうびっくりしたんですけど。ずっと海辺まで行ったんですけど、もうずうっと毛虫がいっぱいいて、でも波にさらわれていくとか。どうしてそっちにそんな虫が集まるんだろうかというように感じて、実際もう餌の松葉も全部なくなってしまって。まずそういう金も、莫大な金使ってると思うんですよ。労力も大変な労力をつぎ込んで、何だろこういう感じはって。何やってるんだって。そういうのが何ちゅうか感じたところなんですよ。非常に怠慢じゃねえかちゅうようなことで。

役場の担当課なり県の担当課のほういろいろ話したりしたけど、そういう状況だちゅう

のを把握してないんですよね。逆にありがとうございましたと、そういう情報を流していただいて。実際行って、見て、どうするかちゅうことになったんですけど、なかなか非常に即そういう結論が出るようではなかったんですけど、担当課のほうも一緒に同行してもらって、一応こういう国のほうと対応しているということで一緒同行してもらって話合ったんですけど、その被害にあってるところもどのくらいの面積で、ほいでまたそれに対してどのぐらいの金を使ってるのか。どういう病虫害駆除を、そういうのをしてるのか、そこ辺を担当課のほうに、直接じゃないんですけど町担当じゃないけど、高鍋町のそういう町有地内でもありますから、仲介ちゅうかそういうのでやってもらわなければならないので、そこ辺いろいろやってもらったんですけど、先ほど申したように、経費関係とか消毒関係とか今後の対応とか、そういうとこ辺をお聞きしたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○副議長（後藤 正弘） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。まず、下永谷地区の防潮林につきまして、御案内のとおり県管理の防潮林でございます。そこで、先週でございますけれども、児湯農林振興局の担当職員とともに私どもの担当職員が、黒木議員のほうにも御同行頂きまして現地確認を行って現状を把握したというところでございます。

今後の対応でございますけれども、県としてまだ協議中ということで、近日中にはその対策方針を示すということでございますので、その連絡を待っているという状況でございます。

ちなみに、町管理の防潮林におきまして調査を行いましたけれども、現時点での発生は確認されておりません。しかしながら、引き続き森林組合等の関係機関とともに、発生地点を含めた、振興局もですけれども、発生地点を含めた海岸線一帯の現地調査を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、数字について幾つかお尋ねがございました。この保安林、面積どれくらいかというところでございますけれども、振興局のほうに確認いたしましたら約11ヘクタールと、町内11ヘクタールというところでございました。下永谷、堀の内地区につきましては約5ヘクタール程度というふうに伺っております。その分の植栽の費用でございますけれども、約1,700万円程度の植栽費用がかかっているというふうに伺っております。

で、このマツカレハと呼ばれる虫でございますけれども、こちらにつきましては、例年5月から6月にかけてマツカレハ含めてになるでしょうけれども、松くい虫被害防止のために薬剤散布を実施しているということだそうでございますので、一応は対処はしているということでございますけれども、このようなマツカレハの大量発生については振興局としても把握していなかったということでございますので、逆にこれからどうやっていくかというところの対応が少し時間がかかっているのかなというふうにみているところでございます。

○副議長（後藤 正弘） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 詳細について分かりましたらまた教えていただきたいと思います。

このガの幼虫というようなことは聞いてるんですけど、松くい虫は真ん中のほうに入っていくけど、これは外の葉ですね、そっちのほうにつくということで。ほんで、今もうほとんどそういった葉はなくなって、食べてしまって、あと新しい芽が出てるんですよ、ここ。だから、その木自体は大丈夫みたいな、次から次に芽が出てくるけど。

ただ、永谷の人たちとも何回かこう行ってるうちに、昔から知ってる人が多いんですけどいろいろ聞いてみると、非常にやっぱり心配されてるんですよ。やっぱりそういうのが高齢者の人たちも浜にやっぱり行く人たちも多いから、そういうのがほかの木に移ったり何たりして、毒を持ってるちゅうことで言われて、気をつけてくださいって言われたんですけど、そんな大したことねえだろちゅうような感覚でおったんですけど。

途中、川からずっと海のほうに川がつながってんですが、途中でやっぱ川でもうせき止めんとかいうのはいけないんじゃないかなちゅう感じでずっと見て回ったんですけど、まだ蚊口浜とかあっちのほうに来るまでは相当、もう時間かかるし大丈夫じゃないかとは思ってるんですけど、まだ浜にそういうあれがおるんだったらひょっとしたら、これよそのこと言うたらどうかとか知りませんが、高鍋温泉も3本ぐらいいい木、松の木があるんですけど、玄関のほうに、ひょっとしたらあそこもやられてるんじゃないかなと帰りずっと寄ってみたら、やっぱ枯れて、そして虫がついてました。それよりもヤンバルトサカ、そっちのほうがすごくてですよ、びっくりしたんですけど。これは余談ですけど。

課長のほうからもそこ辺をまた話しいたいて、定期的にやっぱ消毒してもらって管理できるように進めてもらいたいと思うんですよ。担当が違うからじゃなくてやっぱ高鍋の中ですので、迷惑を被るのは高鍋の町民ですので、そこ辺をひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、宮田川の河川浄化についてでございます。これも町じゃなくて河川事務所の管轄になると思うんですけど、この宮田川の問題は毎年ずっと定期的に土砂を上げたりと、こういった、今回上げてますようにヨシとかアシとか、それからガマとかそういうのを清掃してもらったりとか、予算的になかなか大変だちゅうことで4回ぐらいに分けてこうやっていただいたんですけど、今度所長さんが変わったり何たりしてそのままになってたんですけど。今回もちょっと地区の方からそういう何とかならんもんだろうかと。特に今回は、川沿いとか田んぼ沿いに毎年コスモス植えてるんですけど、蚊口地区、すばらしいんですけど、今回はそういった川付近もずっとコスモスを植えたりしましたのですばらしい光景だったんですが、そこにそういった川のガマやらヨシやら、そしてごみやらがたまったりして、ちょっとそういうムードを壊すような感じがあったりしていろいろ苦情が多くて、川のそばの方も一緒に県の事務所のほうに行っていただいている話したんですけど、ざっくばらんに言うと、それは地区の人がボランティアでやってくださいって言ったって、何言いよつとかちゅうようなことになって、この寒いのに中に入ってとか。昔、昔か、前はゴム長履いて、なた鎌みたいの持って川に入って、自分たちで地区で刈って

たんですよ。でも非常に、刈ったのを外に運んだりして非常に足取られたりして大変で、後から魚釣る人の船を借りてきて、川に浮かべて刈ったのそこに乗せていっぱいになって岸に運ぶとか、そういうやり方でやってたんですけど、今はもうそんなやる人もいないし、若い人も少なくなって、もうどうしてもそういう公的機関に頼らざるを得んような状況になっておりまして、なるだけそういった、刈るのも根こそぎ刈るんじゃないくて、鳥とか魚とかそういったもののすみかにもなってるしちゅうようなことで、上のほうのごみがたまったりする、流れを止めるようなところとかそういうところを切ってちゅうようなことであれしてるんですけど。なかなか厳しい問題があって、そこ辺は町のほうも担当課のほうから、これもまた同じ高鍋の中のことで、担当が違うとか、たまにそういうのが出るんですよ。そういう垣根は取り壊してやっぱやっていただきたいなと思っております。

担当課のほうからもう現地も見ておられますけど、どういう感情持たれたか、ちょっと一言でも二言でも聞けたらと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（後藤 正弘） 町民生活課課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。ヨシやガマなどの水生生物につきましては、窒素やリンを吸収するだけでなく、微生物にとって活動しやすい環境を作り出し、水質浄化を促進する働きを持ち、また鳥や魚を育むという役割も持っているそうでございます。宮田川を所管するのは、先ほど議員もおっしゃったとおり宮崎河川国道事務所でございますけれども、町としてできること、例えば不法投棄に関する啓発など、今後とも連携を取りながら環境美化活動を進めてまいりたいと考えております。

先日、蚊口橋から琴弾橋にかけまして川沿いを探索させていただきましたけれども、小魚とか水鳥の群れ、そしてきれいなコスモス畑など美しい風景がそこに広がっていたことを御報告いたします。

以上です。

○副議長（後藤 正弘） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） そういったヨシとかガマとかそういうのが大体4か所なんですよ。ほんで、大体もう決まっているわけですね。だから、それとかセキショウモってそういう水生植物もあるんですけど、そういうのあるからむやみに場所は教えんようになってるんですけど、そういうのもありますので、そこ辺をやっぱいろいろそこ辺を話しながら刈っていただいてるんですけど、そこ辺も頭に入れて今後とも地域住民の方たちから苦情が出ないように、直接やるわけじゃないですけど、そこ辺要請するときにはお願いしたいと思っております。

続きまして、道路の安全対策についてでございます。このことについては、先月の12日ですかね。近所の83歳の女性が自宅前の側溝の蓋、結構あるんですけど、玄関前の木の葉っぱが落ちてるのを片づけようと思って、しゃがんでからこうして左足をつけて、右足を別の側溝に乗せた途端にそこがぱりっと割れて落ちたんです。夕方にかけて、ちょうど土曜日だったので息子さんと娘さんがちょうど帰ってきておられて、家のほうに血相

変えて帰ってこられたって。帰られた後に見にきたんですけど、見たらもう何でちゅうような感じですね。もう何か鋭利な刃物ですぱっと切ったような感じですよ。落ちてるんですよ。落ちてるのを抱え上げたら結構重いんですね。何でちゃ不思議でたまらんかったんですけど、多分もう相当、もう四、五十年はたってと思うんです、その側溝の蓋が。

その後建設管理課のほうにしたら、もう月曜日すぐ来てからぴしゃっとして、ぴしゃっとコンクリートまた立派にさせていただいたんですけど、担当課の人に聞いたら、鉄筋が入ってなくて、横に。だから、昔は何か貼り合わせみたいにしとったんですね、こう。そこが外れたっち、ぱりって。で落ちて。骨折でなくて、これは足もし重心がこっちにかかって落ちちゃったら、べっしゃげてから恐らくふくらはぎ辺から切断だったろうなと思って。そのちょっと3枚目ぐらいのともやっぱヒビが入ってて、それも話したら持ってってぴしゃっとしてくれたんですけど。

それが一つあって、それと障がい者の方が車椅子乗っておられて、ちょっと傾斜があるところでバックで側溝の中に落ちて、頭から。助けてくれ、ふうなことでどンドン声出されて、近所の人は来られたけどもうよう抱えんで、そのうちに通行車両から2人の人が下りてきて、3人がかりですか。救急車も呼ばれたらしいけど、病院は搬送したけど大事に至らなかったと。そういうことでそういうのが身近であって、側溝に落ちた障がい者の人の場所は、これは誰でも落ちてしまうなちゅうようなちゅうどT字路のところですね。全然あれがなくて。

そういうのがあった関係で今回これ取り上げたんですけど、その障がい持っておられる方は足、左足が悪くて、手をこう使える。だから、奥さんのほうにも前も言ったんですけど、もうヘルメットかぶれつつ。ヘルメットって言ってから、腕やらサポーターの厚いのをすとか。携帯持ってひっくり返ってよう動けんときに連絡するとか、そしたら会って、やっちょるかとお思うたらやっちょらんかったですわ。だから、再度やっちょらんと誰も助けに来てくれる者もおらんかんしれんどちゅうようなことで。そういうのが結果であつたんですけど。

道路の問題ちゅうのはほかの議員からもいろいろ出て、もうしょっちゅう出てると思うんですよ。今度も自分の家からちょっと、どうですかね、100メートル四方ぐらいずっと見て、そういうのがあることが結構あるんですよ。この前担当課長補佐なんか来てずっと一緒に歩いて見て回ってくれたんですけど、なかなかそういう積極的に足運んで、そういうのが今までなかったんですけど。ただ結構あります。ほんで、ちゅうど駅前から宝酒造のほうに行くところの中島橋ってあるんですけど、その途中までにツバキの木やらずっと植えてあって、毛虫は落ちる、フマキラー持ってしゅっしゅっしゅ、こうやったりしてたんですけど、もう視界を妨げるちゅうようなことで、恵利課長のとき、長友課長いますけど、二人で引っ切ったりとかよう動いてくれて、もうきれいにしたんですけど。

いろいろそういった専門家の人が、黒木は街路樹を引切ったとか言うて、何で引切ったかって結構言われたこともあるんですけど。命が大事じゃねえかということいろいろ

ろ口論したケースやらもあるんですけど。その切った後、植栽、杣がありますね。植栽ますと言うらしいんです。するとそこが下がって、地面が、で段差ができてるんですよ。段差があるところ数えたら、東側が12、右側が7つの段差あるですよ。そこを高齢者の人やらが通ってるんですよ。そういう状況なんですよ。周りはそういう側溝の蓋がないところがいっぱい。役場の職員もそこないところはブロック、ブロックをそこ辺にあると持ってきてそれやってくれたりとか。そういう活動をして、近所から役場の人たちが来て、やってくれよったよっちいうようなことで、ただ、側溝の蓋でもあれば元気な人がおったらそういうふうにできるんですけど、それもない。で放置されたまま。そういう状況なんですよ。鉄板がそこら中上にかぶせてあったら、鉄板はボロボロでもう穴が開いてると。身近でそれだけ感じるから、高鍋町全部見たら相当あるんじゃないかと思うんですよ。だから、高齢者もどんどん増えてきてますので、ましてそういうとでけがしたらあとの保障関係とかいろいろ大変なことになるんじゃないかと思うんですよ。

役場の担当課やらすぐ電話すると、すぐ現場見に来てくれます。前になかったようなことです。だから、そこ辺も町長、ひとつそういった道路方面とか環境面とか、そこ辺にちょっとやっぱ目を向けていただいて、お願いしたいと思います。

それから、最後になります。空き家の状況についてですけど、非常に空き家はどんどん増えてきてます。これは高鍋に限ったことではないんですけど。ただ、特定空家は23戸というふうになってますけど、今回は蚊口のほうですけど、7年がかりぐらいらしいんですけど、いろいろ聞いて。しょっちゅう電話があったりとか現場もしょっちゅう見に行ったんですけども、隣にもう隣接するところ傾いて、台風か地震来たら絶対もうその隣の新しい家に被害を加えるなちゅうとこだったんですけど、今回法にのっとった順序じゃなかったか知らないです、もう緊急性をあれして。やられたんでやって今まで立派になってるんですけど、まだ壊した後のいろんなあれが出て。これは役場で出すんじゃなくて、やっぱりその人が出すようになってるけど、交渉が大変だと思うんです。大変金がかかって。そこ辺の状況について、今後ますますそれが出てくると思うんですよ。再優先的な23軒についてどのような今後指導とか、そういうのをやっていかれるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（後藤 正弘） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。只今言われたのが、恐らく特定空家の指定関係になるかと思います。特定空家の指定につきましては、指定まではある程度審議会等でできるんですけども、個人の方、所有者の方がなかなか対応してくれない、していただけないというのが現状であります。また、所有者の方、管理者が特定できないという事象も今のところ増えてきているところでございます。

現在、昨年度、令和2年度に策定しました空き家等対策計画時点においては23戸ですね。23戸が危険な状態かなと、廃屋と判定できるものであるという形で取り急ぎ特定空家の指定を急がなくちゃいけないんですけども、今回どうしても道路側に倒れかけ、そし

て隣の隣家のほうに傾いて、裏側の家屋の部分的に崩壊をしたという事象を発見して、急遽緊急安全処置を取ったという次第の事例が1件発生したところでございます。

特定空家に認定してすぐすぐという他の自治体もいろいろ事象を聞くんですけども、なかなか個人の財産に立ち入るという部分で厳しい面がございますけども、その部分については一応もう積極的に関わり合いながら管理をしていただく、もしくは撤去するなら撤去するなりのそういう部分について、いろんな知恵もうちのほうもございまして、所有者もしくは管理者の方と協議しながら早期な解決を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（後藤 正弘） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 今回の件につきましてはいろいろ大変だったと思います。もうしょっちゅう電話がかかってくるといういろいろなあったんですけど、しょっちゅうそこ辺を見て、知ってる人たちだから事情やらいろいろ話はしてたんですけど、結果的には正解だったと思います。今回そういう処置を取ったのが。先ほど言いましたように、地震とか台風やら来たら絶対に隣に被害を与えたと思います。与えたらそれだけ行政のほうに、あれほど言うてせんかったやねえかというようなことでなってくると、そこ辺の判断がまた非常に金が絡んでくるから難しいところだろうと思います。けどそこ辺を十分吟味して、今後いいほうに向かってやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（後藤 正弘） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

○副議長（後藤 正弘） お諮りいたします。

本日の会議はここまでとし、古川誠議員からの一般質問は7日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 正弘） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後5時58分延会
